

第2期 河合町子ども・子育て支援事業計画



令和2（2020）年3月

河合町 子育て支援課

町長あいさつ

女性の社会進出や価値観の変化を背景とした晩婚化や未婚率の上昇、出生率の低下などにより、少子化は着実に進んでいます。また、共働き家庭の増加、働き方改革や就労環境の多様化などにより、子育て環境や保育ニーズの多様化が進む中、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、保護者の視点に立ち、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域を始め社会全体で支援していくことが求められています。

こうした中、この令和の幕開けに私も河合町政を担うことになりました。第1期計画にありました認定こども園も開園に至ります。

河合町が抱える様々な課題に対応する子育て支援施策を総合的に推進していくため、「第2期河合町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。改定にあたり、「河合町子ども・子育て会議」で検証を行い、現行の基本理念を維持しつつ、必要な見直しを図っています。

河合愛A1構想を踏まえつつ、子どもが主役“子育て”環境！みんなで応援“子育て”環境！を整え、だれもが安心して子育てができる体制を整えるとともに、子ども自身が健やかに成長できる施策をさらに推進し、子育て世代から選ばれるまちとして魅力を高め、活気あふれるまちづくりをめざしてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、河合町子ども・子育て会議の委員の皆様、また、アンケートに際して貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、関係者の方々に深くお礼申し上げます。

令和2年3月

河合町長 清原 和人

目 次

第1部〈総論〉	1
第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
第2章 河合町の子どもと子育て家庭の状況	4
1. 人口の動向	4
(1) 人口の推移	4
(2) 自然動態と社会動態	5
(3) 婚姻と離婚の動向	7
(4) 乳幼児・児童数の動向	9
2. 家庭や地域の動向	10
(1) 世帯の状況	10
(2) 就労の状況	13
(3) 子どもの貧困(参考)	14
3. 子どもの教育・保育の状況	15
(1) 園児数の推移	15
(2) 児童・生徒数の推移	16
(3) 教育相談	17
(4) 障害児支援サービス	17
(5) 支援学級の推移	18
(6) 不登校の推移	18
(7) スクールカウンセラーの配置	19
4. 地域子ども・子育て支援事業の状況	20
(1) 利用者支援	20
(2) 地域子育て支援拠点事業 等	20
(3) 妊婦健康診査 等	20
(4) 乳幼児訪問指導	23
(5) 養育支援訪問事業	23
(6) 子育て短期支援事業	24
(7) ファミリー・サポート・センター	24
(8) 一時預かり事業	25
(9) 延長保育事業	25
(10) 病児・病後児保育事業	26
(11) 放課後児童クラブ	26

5. ニーズ調査の概要	27
(1) 調査の概要	27
(2) ニーズ調査結果の概要	28
6. 第1期計画の成果と課題	41
第3章 計画の基本的な考え方	49
1. 基本理念	50
2. 基本的な視点	50
I. 子どもの視点	50
II. 子育てに取り組む保護者の視点	50
III. 地域ぐるみの視点	50
3. 施策体系	51
第2部〈子ども子育て支援事業計画〉	53
第1章 教育・保育提供区域の設定	54
1. 区域設定の考え方（国の基準）	54
2. 区域設定	54
第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	56
1. 幼児期の教育・保育の量の見込み	57
2. 提供体制の確保の内容及びその実施時期	57
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	58
(1) 利用者支援	59
(2) 時間外保育事業	60
(3) 放課後児童健全育成事業	61
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	62
(5) 地域子育て支援拠点事業	63
(6) 一時預かり事業	64
(7) 一時預かり事業（在園時対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	65
(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	66
(9) 子育て援助活動支援事業（就学後）	67
(10) 妊婦に対する健康診査	68
(11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	69
(12) 乳幼児訪問指導	69
(13) 養育支援訪問事業	70
(14) 産後ケア事業	71
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	71
(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	71
第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	72
1. 認定こども園の整備	72
2. 人材の確保	72
3. 教育・保育に係る関係機関の連携	72

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	74
1. 乳児保育（3号認定）の育児休業利用の確保	74
2. 育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保	74
第6章 支援の必要な子ども・子育て家庭へのきめ細やかな取り組み	75
1. 子どもの貧困への対策	75
2. 児童虐待防止対策の充実	75
3. 子どもの人権を尊重する環境づくり	76
4. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	78
5. 障害児など特別な支援の必要な子どもへの施策の充実	78
第7章 職業生活と家庭生活との両立の推進	80
1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	80
2. 仕事と子育ての両立支援	81
第8章 次世代育成支援行動計画等の事業	83
1. 地域における子育て支援	83
(1) 地域における子育て支援の充実	83
(2) 保育サービスの充実	84
(3) 子育て支援のネットワークづくり	85
2. 母子並びに乳幼児の健康の確保及び増進	86
(1) 子どもや母親の健康の確保	86
(2) 「食育」の推進	87
(3) 思春期保健対策の充実	88
(4) 小児医療等の充実	88
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	89
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	89
(2) 家庭や地域の教育力の向上	89
4. 子育てを支援する生活環境の整備	91
(1) 良質な住宅の確保	91
(2) 安全な道路交通環境の整備	91
(3) 安心して外出できる環境の整備	91
(4) 安全・安心まちづくり等の推進	91
5. 子ども等の安全の確保	92
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	92
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	92
第9章 計画の推進体制	93
資料編	95

第1部〈総論〉

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進行等によって地域社会や家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができる地域社会の形成を目的とし、かつ、子育てにともなう喜びが実感されるように配慮して行われなければならないという基本理念の基で、平成15年度より「次世代育成支援対策推進法」が制定・施行されました。

また、働き方に関する意識や環境の見直しによる仕事と生活の調和の実現をめざし、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されるとともに、平成22年11月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」として社会全体で子育てを支えるために、「生活と仕事と子育ての調和」をめざすこととされました。

そうした中で、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を計画的に図るとともに、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度からは『子ども・子育て支援新制度』がスタートしました。

河合町においては次世代育成推進対策法に基づく「河合町次世代育成行動計画（後期計画）」に掲げる理念、基本的な視点及び施策目標を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新法に基づき「河合町子ども・子育て会議」を設置し、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に合わせて「河合町子ども・子育て支援事業計画」を5年間を一期として策定しました。

子ども・子育てに係る需要の見込み量の確保のための方策等を内容とする「子ども・子育て支援事業計画」下で、河合町は、さまざまな事業を実施してきました。令和2年度からは計画の第2期に移ることになります。この間の子育てをめぐる環境は、令和2年4月の開園準備を進めている町立認定こども園など、計画当初から大きく変化しています。第1期計画における取り組みを分析・評価するとともに、各種ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえて審議を行い、「第2期河合町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

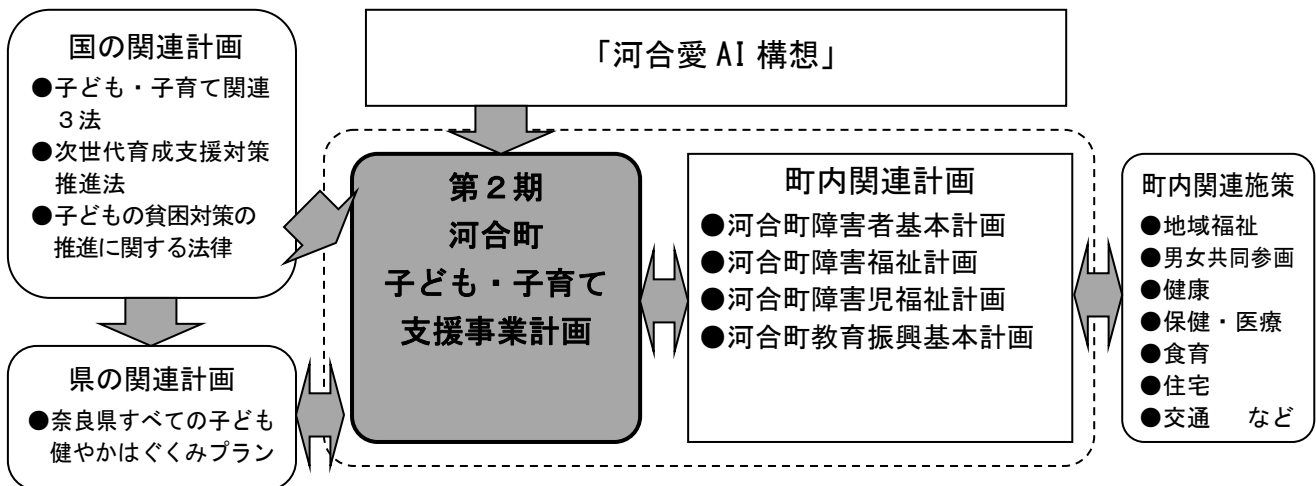
本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象としており、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に策定します。あわせて、「子ども・子育て関連3法」に基づき、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ策定するものです。

さらに、基本指針に基づき、奈良県が策定する「奈良子どもすくすく・子育ていきいきプラン」の取組みや「河合愛 AI 構想」、など、関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施します。

なお、本計画は、「次世代育成支援対策法」に基づく市町村行政計画に位置づけます。

また、全国では子どもの貧困が社会問題となっていることを考慮し、河合町における「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画としても策定します。

■図表：関係法令や町内他計画等と第2期河合町子ども・子育て支援事業計画との関連図

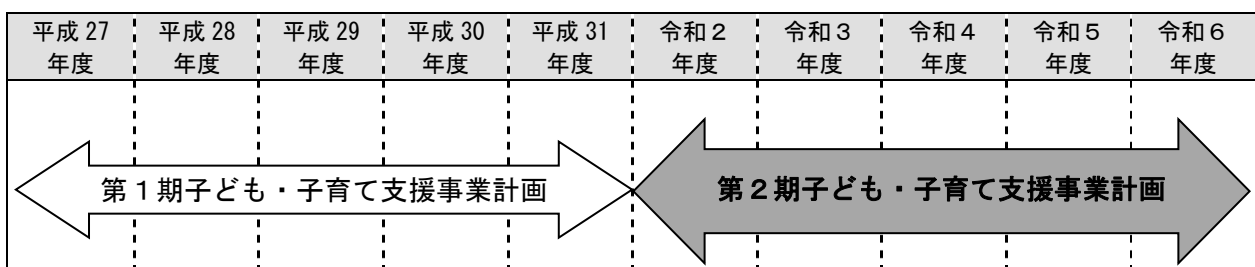


3. 計画の期間

本計画の計画期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、基本指針に基づき、計画期間中に定期的に本計画の達成状況の点検及び評価を実施し、結果によっては、必要であれば計画を見直します。

■図表：計画の期間



第2章 河合町の子どもと子育て家庭の状況

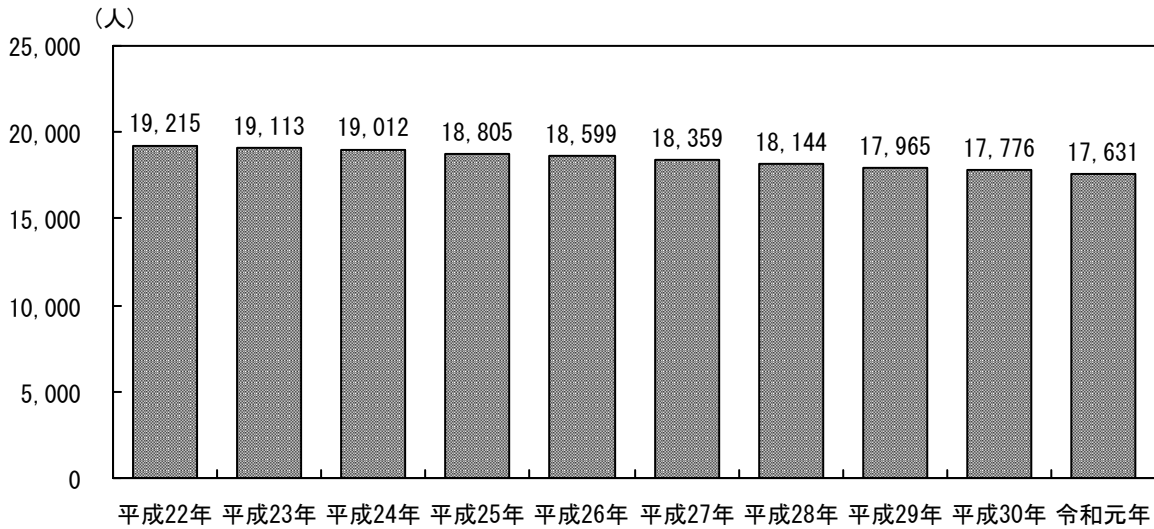
1. 人口の動向

(1) 人口の推移

河合町の総人口は、平成12年以降は微減傾向となっています。直近10年間も緩やかに減少しており、令和元年12月現在17,631人となっています。

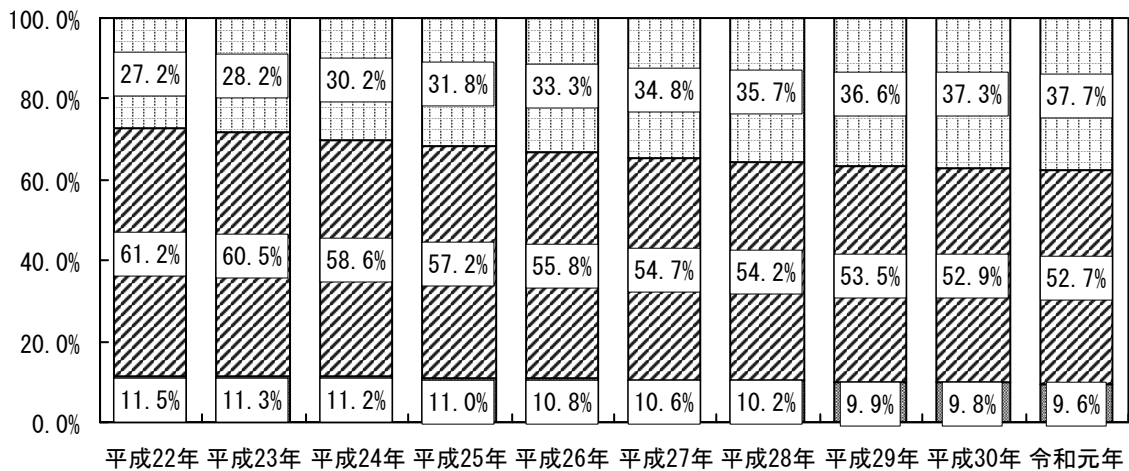
また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口比率については減少傾向にあり、令和元年12月現在9.6%となっています。一方、高齢者人口比率については増加傾向となっており、少子・高齢化が依然として進行しています。

■図表：総人口の推移



資料：住民基本台帳

■図表：年齢3区分別人口の推移



■年少人口 (0~14歳) ▨生産年齢人口 (15~64歳) □高齢者人口 (65歳以上)

資料：住民基本台帳

(2) 自然動態と社会動態

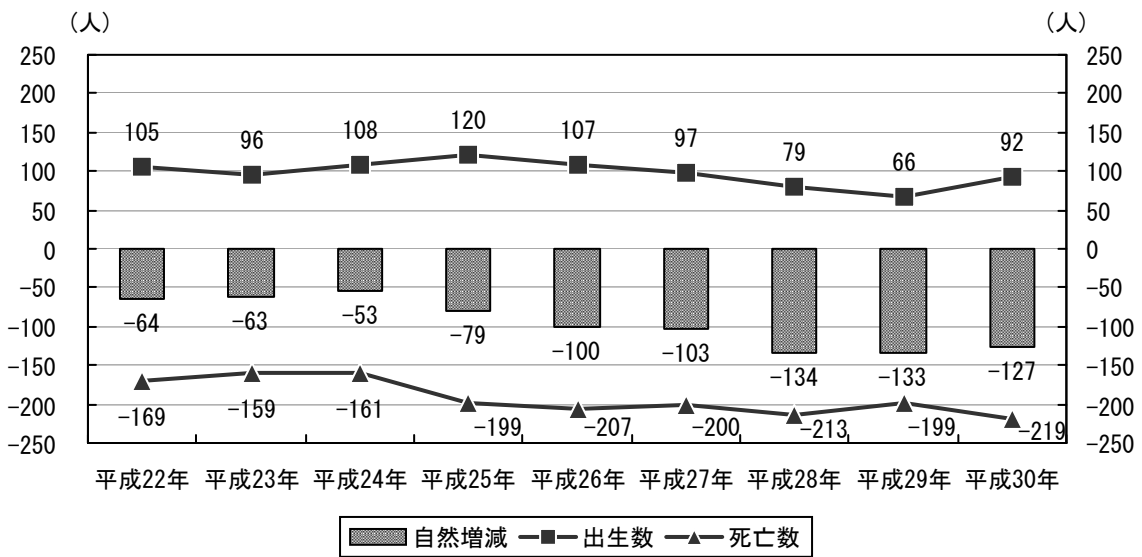
① 出生数と出生率の動向

出生数の動向をみると、平成25年以降は微減傾向が続いていましたが、平成30年にはやや持ち直して92人となっています。直近10年間は、死亡数は出生数を上回って推移しています。

出生率の動向をみると、平成25年以降は減少傾向にあり、平成29年には3.7となっています。同年の奈良県の水準に比べて、減少の度合いがやや大きくなっています。

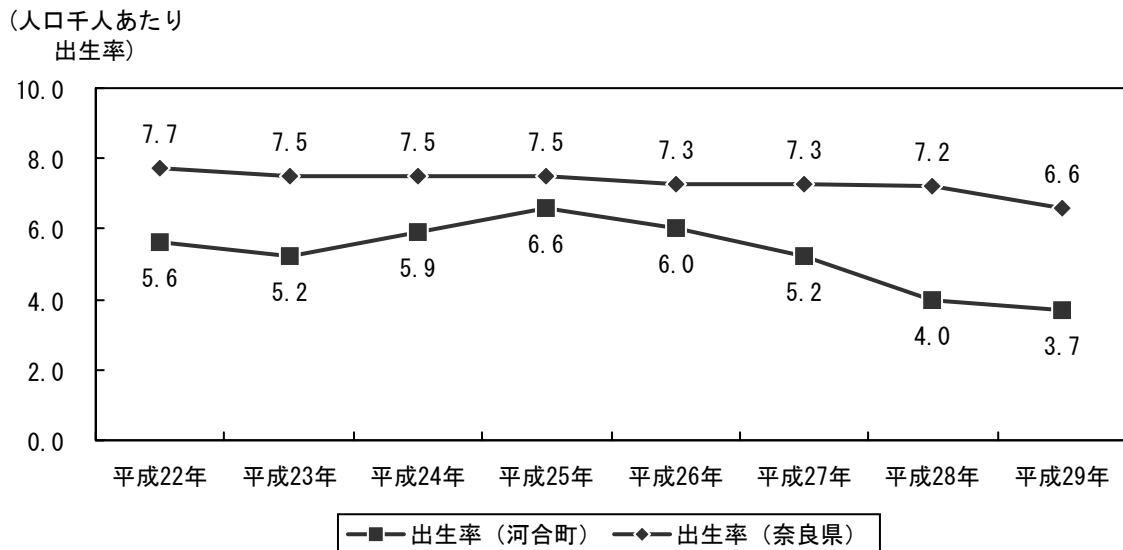
また、合計特殊出生率については、平成27年で1.04となっており、奈良県や全国の水準より低い値で推移しています。

■ 図表：自然動態の推移



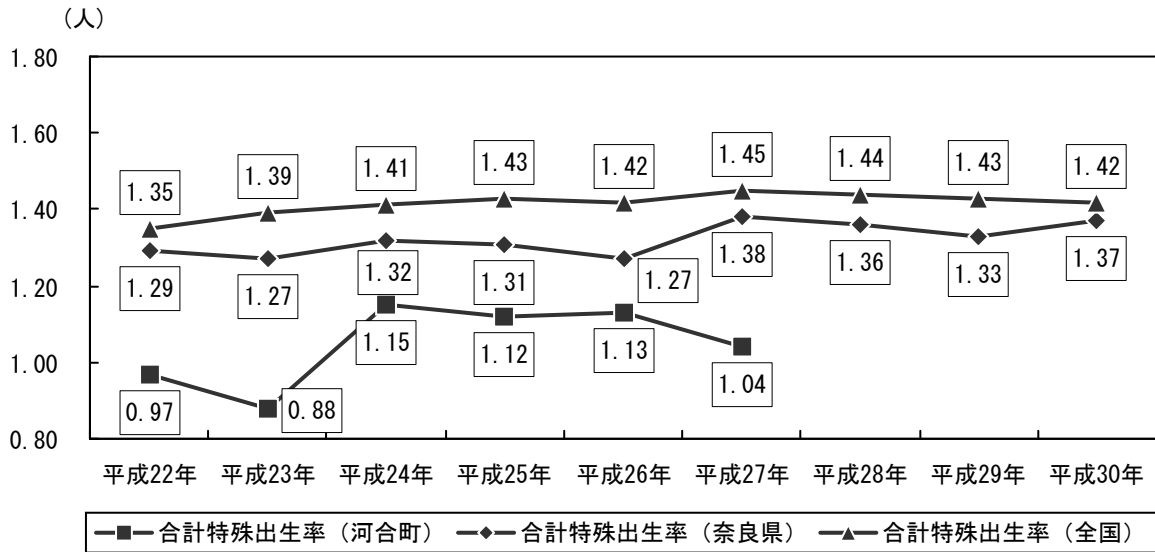
資料：人口動態統計（12月31日現在）

■ 図表：出生率の推移



資料：人口動態統計、奈良県推計人口（12月31日現在）

■図表：合計特殊出生率の推移

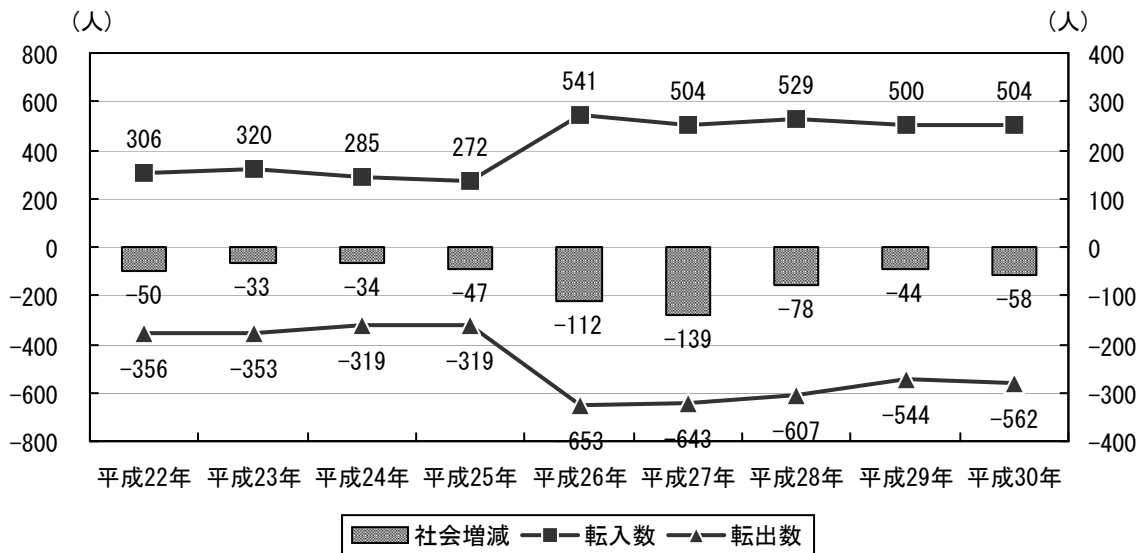


※合計特殊出生率：15～49歳までの年齢別出生率の合計。一人の女性が生涯に産む子どもの数に相当。
資料：人口動態統計（12月31日現在）

② 転入と転出の動向

転入と転出の動向をみると、平成26・27年に社会増減のマイナスがやや大きくなりましたが、以後はゆるやかな減少が続いています。

■図表：転入と転出の動向



資料：住民基本台帳人口（12月31日現在）

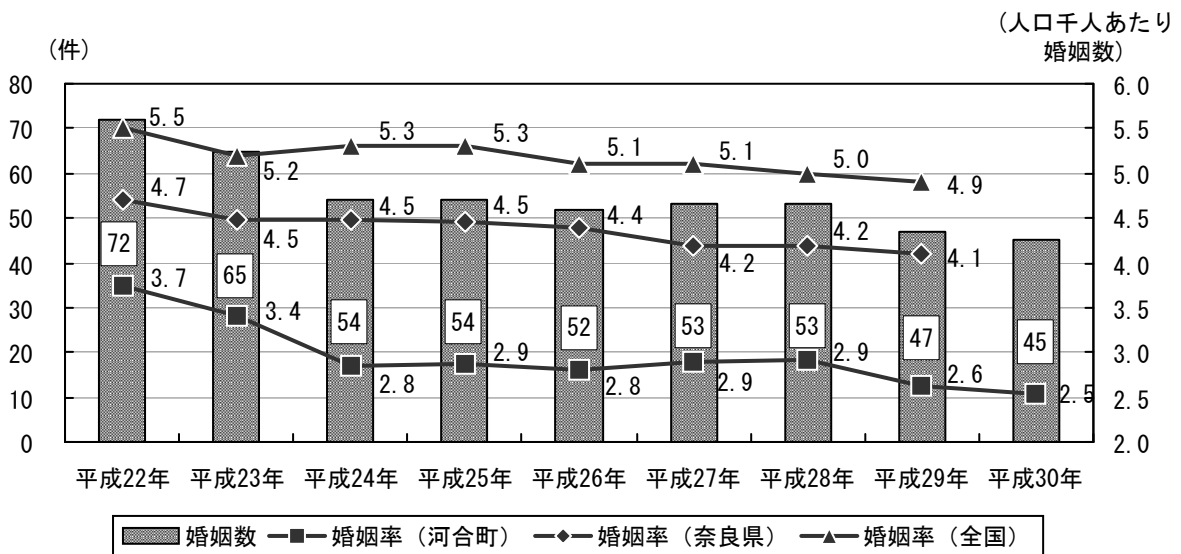
(3) 婚姻と離婚の動向

① 婚姻数と離婚数の推移

婚姻の動向をみると、婚姻件数は平成24年以降横ばい傾向にありましたが、平成29年からやや減少しており、平成30年では45件となっています。婚姻率は、奈良県平均は全国平均に比べて低い値で推移していますが、河合町では奈良県をさらに下回っています。

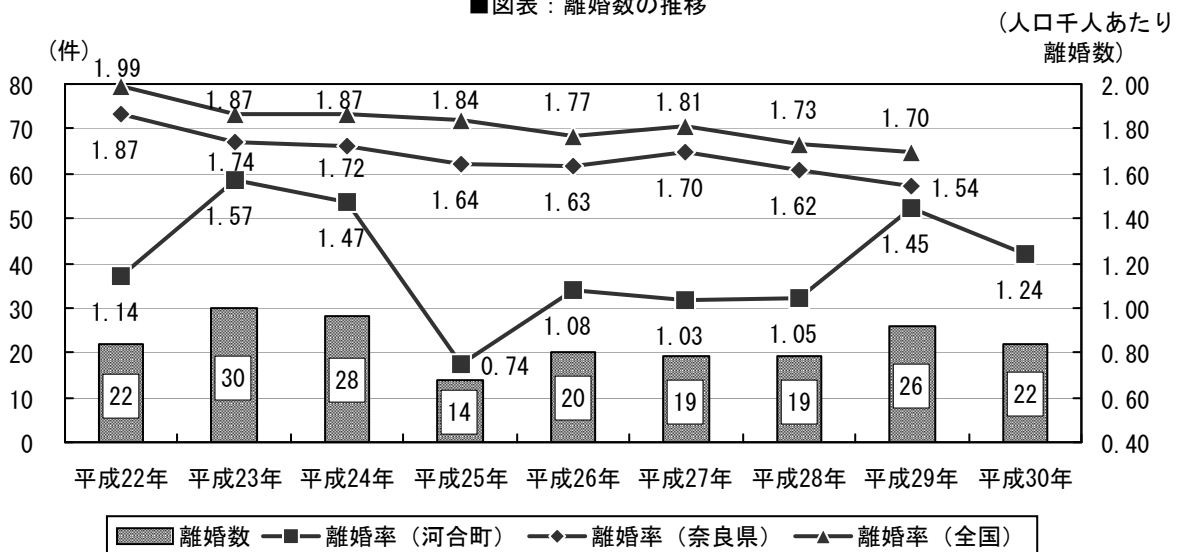
離婚の動向をみると、離婚件数は平成25年に減少した後、横ばい傾向で、平成30年では22件となっています。離婚率は、婚姻率同様、全国や奈良県より低い水準で推移しています。

■図表：婚姻数の推移



資料：住民基本台帳人口（12月31日現在）、人口動態統計

■図表：離婚数の推移



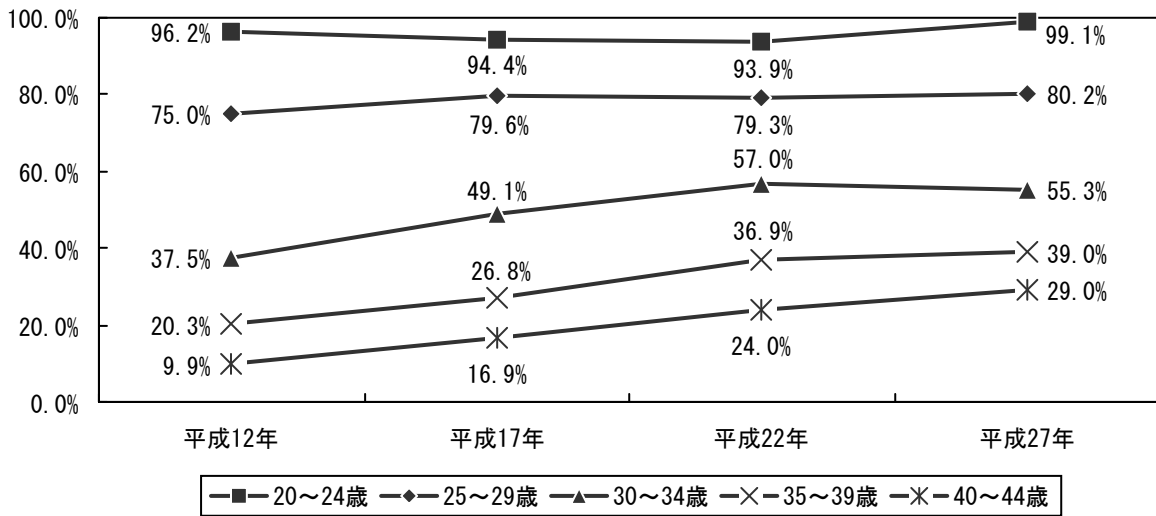
資料：住民基本台帳人口（12月31日現在）、人口動態統計

② 未婚率の推移

未婚率をみると、男性では、平成17年以降、30歳以上で上昇していましたが、平成27年には30歳代でやや横ばいになっており、40～44歳で依然として上昇しています。女性では、平成17年以降、25歳以上で上昇していましたが、平成27年には30歳代でやや横ばいになっており、25～29歳、40～44歳で大きく上昇しています。

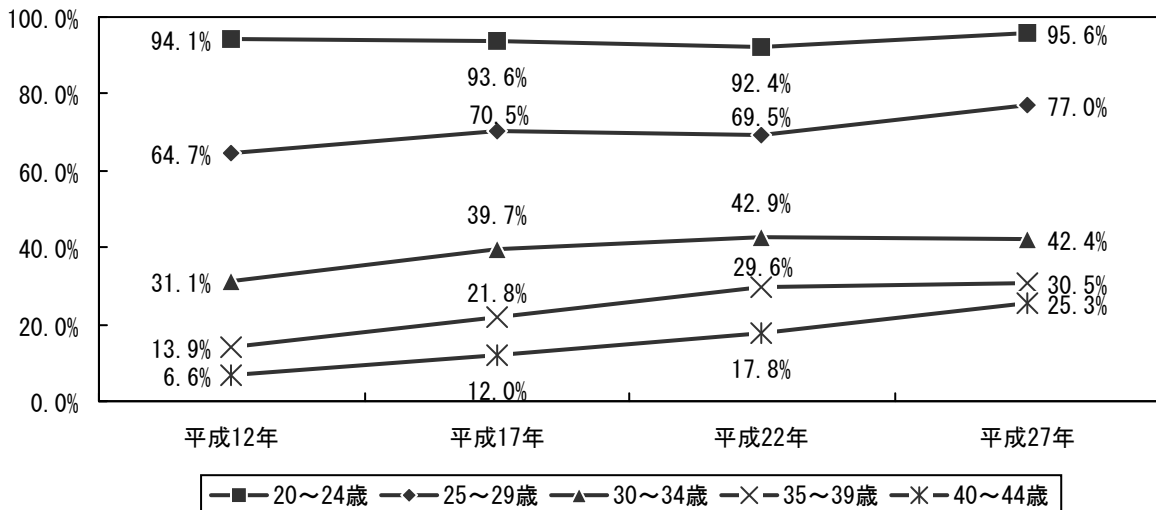
晩婚化、未婚・非婚化は続いています。30歳代で一定数が結婚する傾向はうかがえます。

■図表：男性未婚率の推移



資料：国勢調査

■図表：女性未婚率の推移



資料：国勢調査

(4) 乳幼児・児童数の動向

本町の11歳未満の児童数の動向をみると、年々減少傾向にあり、平成31年現在1,319人となっています。内訳は、0～5歳563人、6～11歳756人となっています。

また、今後の推計値をみると、減少傾向が続くと予測されます。

■図表：乳幼児・児童数の推移 実績

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
0～5歳	776	761	743	762	693	662	642	604	567	563
6～11歳	948	898	892	857	842	837	825	803	754	756
12～17歳	1,030	1,053	1,037	1,014	1,053	1,016	975	929	942	899
合計	2,754	2,712	2,672	2,633	2,588	2,515	2,442	2,336	2,263	2,218

資料：住民基本台帳（3月31日現在）

■図表：乳幼児・児童数の推移 推計

	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0～5歳	563	471	457	447	438	428
6～11歳	756	699	665	633	599	567
合計	1,319	1,170	1,122	1,080	1,037	995

資料：「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」「住民基本台帳」より算出（3月31日現在）

■【参考】図表：総人口の推移 推計

	令和 2年	令和 7年	令和 12年	令和 17年	令和 22年	令和 27年
総人口（人）	17,037	15,993	14,810	13,538	12,284	11,145

資料：「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」

2. 家庭や地域の動向

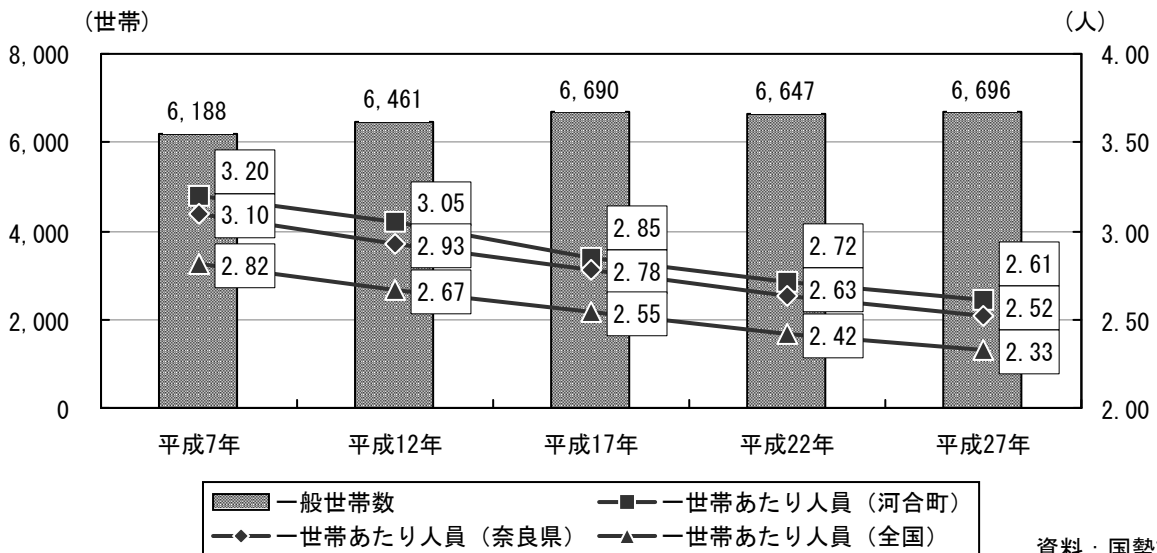
(1) 世帯の状況

① 世帯の推移

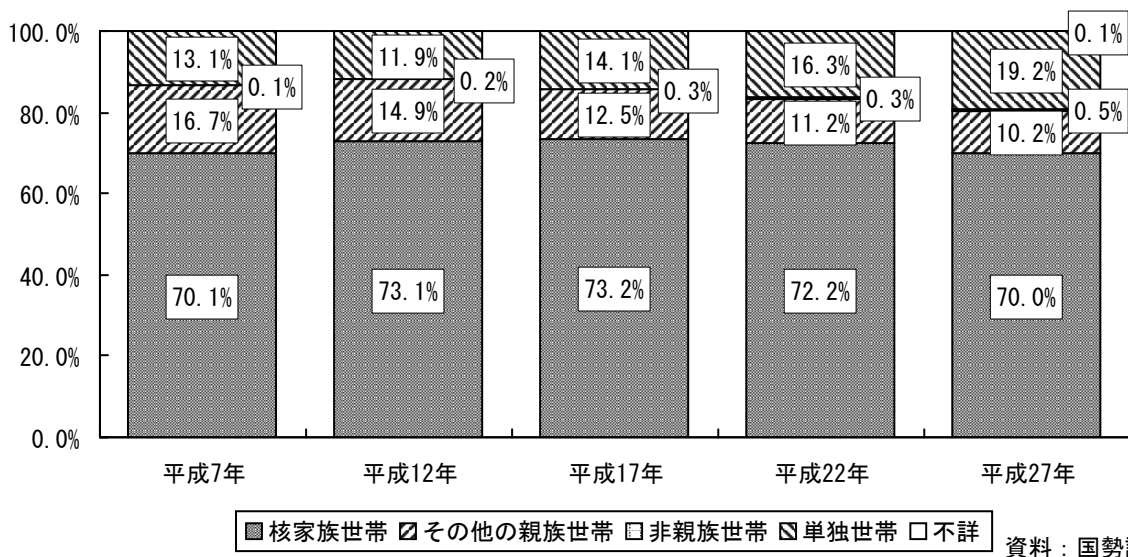
世帯数をみると、平成12年以降は増加傾向にあり、平成22年以降は横ばいで推移しています。人口は微減傾向にあるため、一世帯あたりの人員が減少していますが、全国や奈良県に比べると家族の人数はやや多くなっています。

世帯構成をみると、核家族世帯は7割強で推移しており、その他の親族世帯が減少し続ける一方、単独世帯が平成17年以降増加し続けています。

■図表：一般世帯数と一世帯あたり人員数の推移



■図表：世帯構成の推移

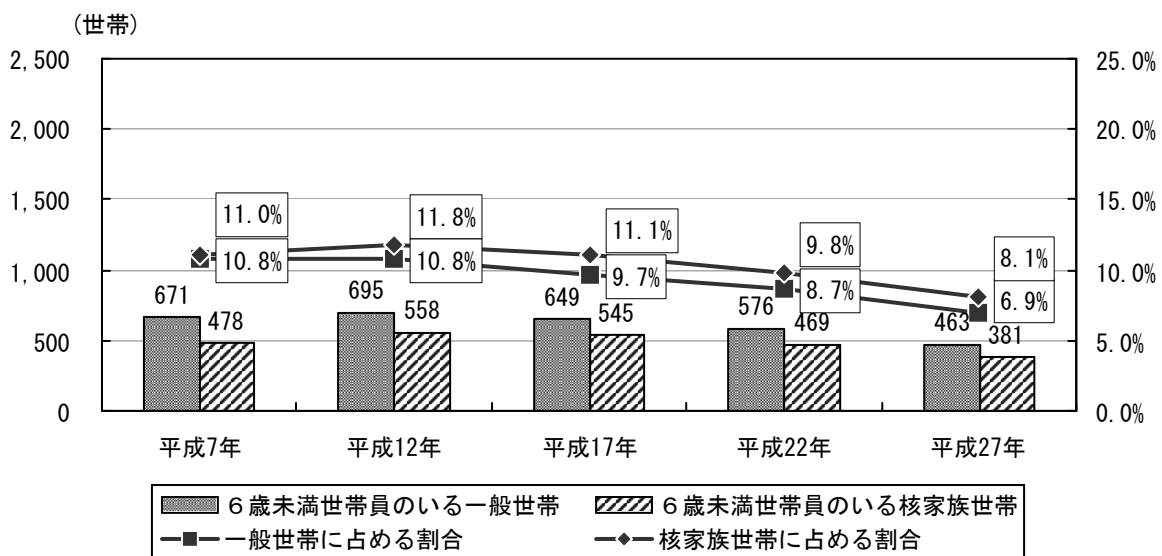


② 子どものいる世帯の推移

6歳未満の世帯員のいる世帯をみると、一般世帯では、平成17年以降、世帯数が減少傾向にあり、一般世帯全体に占める割合も低下しています。核家族世帯でも、平成17年以降、世帯数、核家族世帯全体に占める割合がともに少なくなっています。平成27年には、6歳未満の子どものいる一般世帯の割合は6.9%となっています。

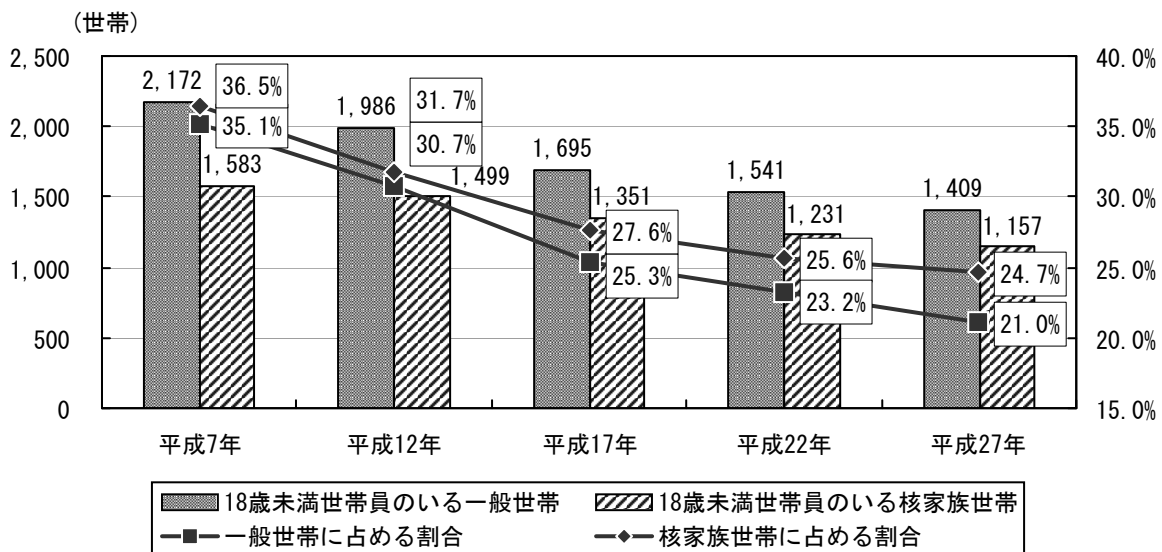
18歳未満の世帯員のいる世帯をみると、一般世帯では、一貫して世帯数が減少し続けており、一般世帯全体に占める割合も低下しています。核家族世帯でも、世帯数、核家族世帯全体に占める割合がともに減り続けています。平成27年には、18歳未満の子どものいる一般世帯の割合は21.0%となっています。

■図表：6歳未満世帯員のいる世帯



資料：国勢調査

■図表：18歳未満世帯員のいる世帯

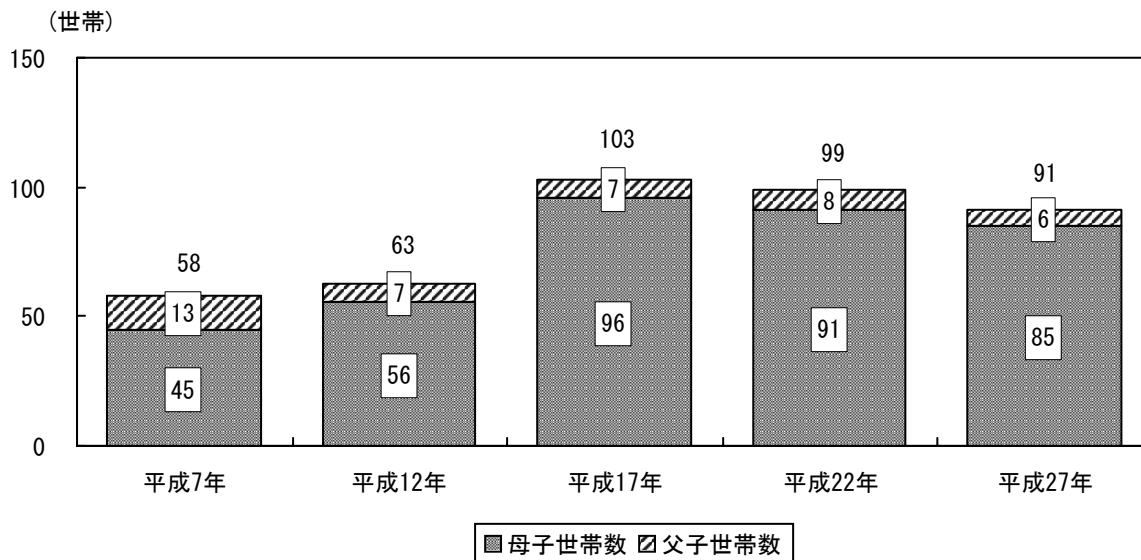


資料：国勢調査

③ ひとり親世帯の推移

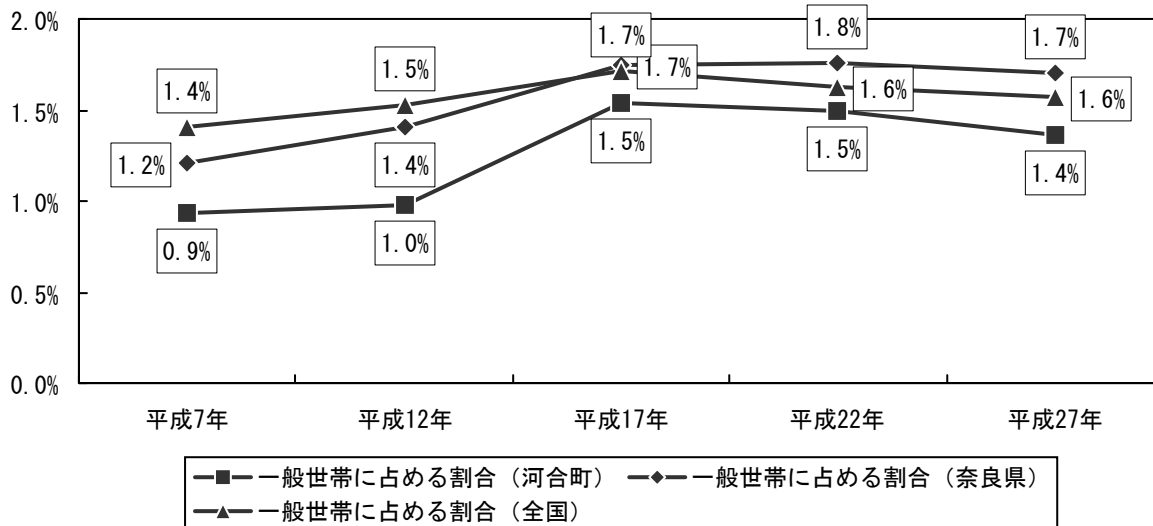
ひとり親世帯数を見ると、平成17年に大きく増加した後、緩やかな減少傾向にあります。
 一般世帯数全体に占めるひとり親世帯の割合をみると、全国や奈良県と同様の傾向にあります。比較すると割合はやや低くなっています。

■図表：ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

■図表：一般世帯数に占めるひとり親世帯数の割合



資料：国勢調査

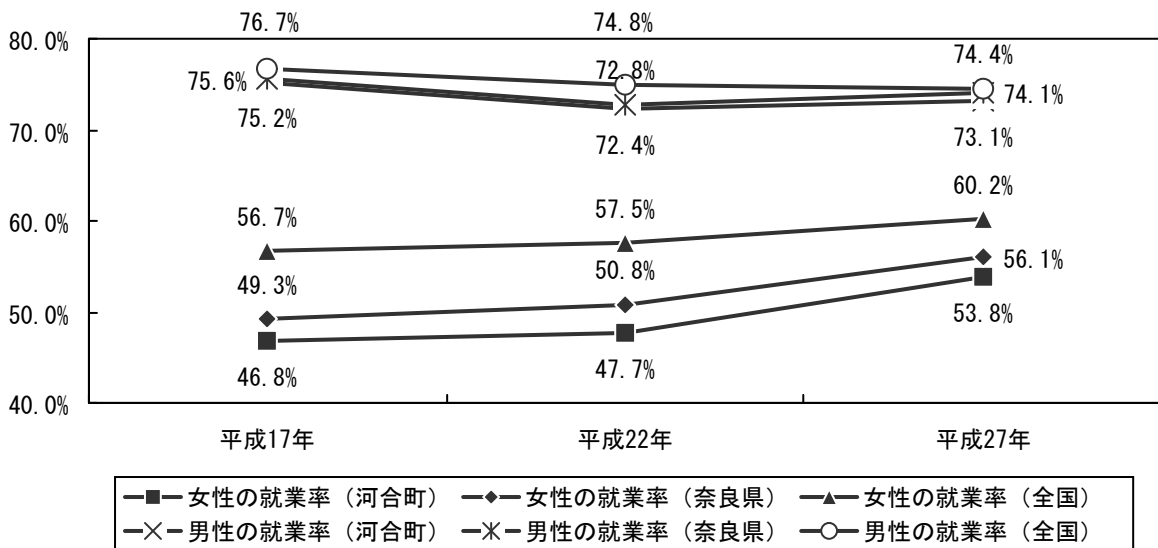
(2) 就労の状況

生産年齢人口の就業率をみると、女性の就業率は、全国や奈良県と同様に上昇していますが、比べると割合はやや低くなっています。

女性の年齢別就業率をみると、24歳以下を除いて、いずれの年齢層でも上昇傾向にあります。また、30歳代の子育て期に就業率がいったん低くなる、いわゆるM字型カーブの傾向がみられますが、年々カーブが緩やかになっており、理由のひとつとして、出産・育児による離職が減少していることも考えられます

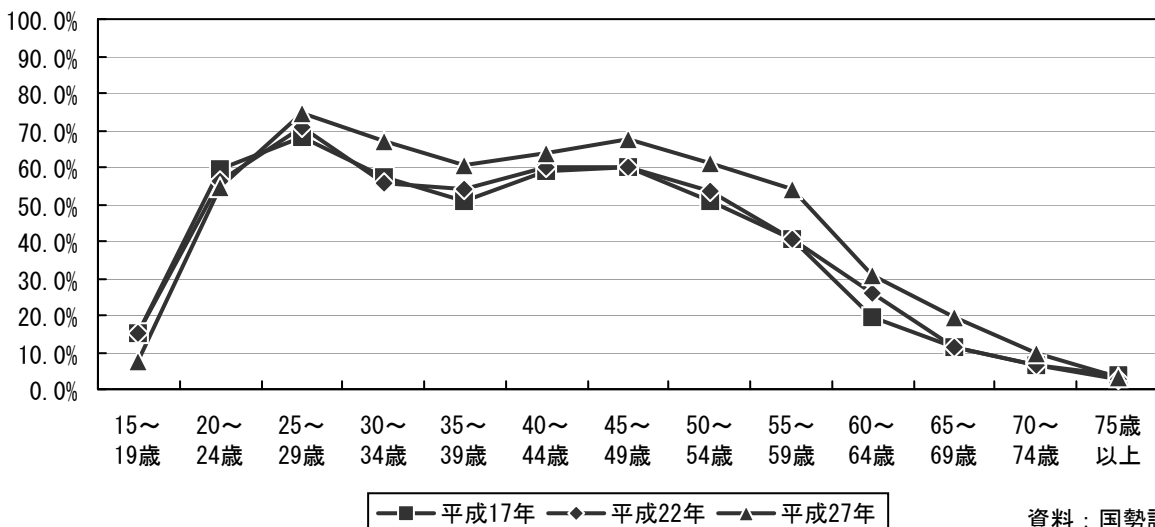
女性の年齢別就業率を全国や奈良県と比較すると、25～34歳では高かった就業率が、子育て期以降には低くなっており、全国や奈良県に比べて復職していない傾向がうかがえます。

■図表：生産年齢人口（15～64歳）の就業率の推移



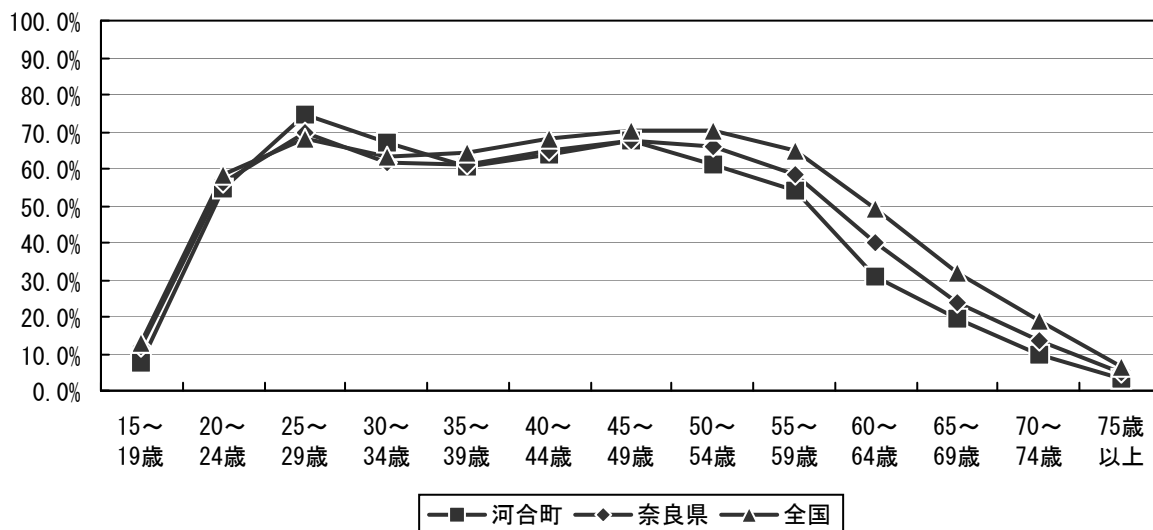
※就業率=15歳以上の人口に占める「就業者」の割合
 ※就業者=「従業者」と「休業者」を合わせたもの
 資料：国勢調査

■図表：女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

■図表：女性の年齢別就業率の比較（平成27年）



資料：国勢調査

（3）子どもの貧困（参考）

全国では、子どもの貧困率は、平成27年では13.9%で、約7人に1人が貧困状況にあるとされています。また、子どものいる世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は、平成27年では50.8%となっており、ひとり親世帯では貧困状況になりやすい傾向があります。

■【参考】図表：子どもの貧困率

	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
子どもの貧困率	13.4%	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
うち世帯に大人が一人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.8%	50.8%

※子どもの貧困率＝貧困線に満たない所得の世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合
資料：国民生活基礎調査

3. 子どもの教育・保育の状況

(1) 園児数の推移

幼稚園・保育所入所者数の推移をみると、保育所の入所者数には大きな変動がありませんが、幼稚園の入所者数が減少傾向にあります。平成31年度では幼稚園の入所者数が140人、保育所の入所者数が269人となっています。

待機児童数については、直近5年間は0人で推移しています。

町内の保育所については、平成31年で公立1か所、私立1か所で、定員数は240人となっています。入所者数は207人で、定員を33人下回っています。

町内の幼稚園については、平成31年で1か所、入所者数は74人となっています。

町内では、令和2年4月より町立幼稚園と町立保育所が統合され、町立認定こども園の開園を予定しています。

■図表：園児数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所入所者数（人）	256	253	262	281	269
幼稚園入所者数（人）	196	202	164	149	140
待機児童数（人）	0	0	0	0	—

資料：子育て支援課、教育委員会

■図表：施設別の園児数等の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町立西穴闇保育所（人） （定員）	120	120	120	120	120
町立西穴闇保育所（人） （入所者）	96	90	91	96	94
町立西穴闇保育所（人） （保育士・教員）	21	16	18	20	20
私立西大和保育園（人） （定員）	120	120	120	120	120
私立西大和保育園（人） （入所者）	90	97	110	118	113
私立西大和保育園（人） （保育士・教員）	20	20	16	16	18
町立河合幼稚園（人） （入所者）	101	98	76	75	74

※町立広瀬台保育所は平成27年度に閉園（町立西穴闇保育所と統合）

※私立西大和双葉幼稚園は平成28年度に廃園

資料：子育て支援課、教育委員会

■図表：保育所の年齢別園児数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳（人）	33	22	15	20	24
1歳（人）	45	49	48	37	34
2歳（人）	41	51	62	60	36
3歳（人）	39	45	52	65	59
4歳（人）	47	40	45	52	65
5歳（人）	51	46	40	47	51
合計（人）	256	253	262	281	269

資料：子育て支援課

■図表：幼稚園の年齢別園児数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3歳（人）	56	65	47	36	46
4歳（人）	77	58	60	51	40
5歳（人）	63	79	56	62	54
合計（人）	196	202	163	149	140

資料：教育委員会

（2）児童・生徒数の推移

小中学校の児童・生徒数の推移をみると、小学校は直近5年間では減少傾向にあります。中学校もやや減少傾向にはありますが、平成29年度以降は390人前後で推移しています。

■図表：児童・生徒数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校児童数（人）	823	813	798	743	740
中学校生徒数（人）	452	423	388	391	383

資料：教育委員会

■図表：小中学校別の児童・生徒数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第一小学校（人）	254	262	261	247	248
第二小学校（人）	329	324	328	311	322
第三小学校（人）	240	227	209	185	172
第一中学校（人）	142	126	113	119	122
第二中学校（人）	310	297	275	272	261

※第二小学校と第三小学校は令和2年4月から統合
資料：教育委員会

■図表：小学校の学年別児童数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年生(人)	134	115	122	99	113
2年生(人)	158	130	116	121	99
3年生(人)	118	157	132	116	123
4年生(人)	151	117	158	133	119
5年生(人)	141	153	118	156	132
6年生(人)	121	141	152	118	156
総数(人)	823	813	798	743	742

資料：教育委員会

■図表：中学校の学年別生徒数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年生(人)	133	120	134	133	115
2年生(人)	169	134	120	135	136
3年生(人)	150	169	134	123	132
総数(人)	452	423	388	391	383

資料：教育委員会

(3) 教育相談

いじめや不登校など様々な悩みや問題を抱える児童・生徒や保護者を対象に、教育相談を実施しました。平成30年度の相談件数は125件となっています。

図表：第1期計画期間の利用実績 教育相談

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (1月15日現在)
相談延件数(件)	68	79	63	125	46

資料：教育委員会

(4) 障害児支援サービス

障害のある子どもへの支援サービスについては、平成29年度以降、支給決定人数が増加傾向にあります。

■図表：第1期計画期間の利用実績 児童発達支援

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (12月1日現在)
支給決定人数(人)	8	11	23	23	18

資料：社会福祉課

■図表：第1期計画期間の利用実績 放課後等デイサービス

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (12月1日現在)
支給決定人数(人)	25	25	53	44	36

資料：社会福祉課

■図表：第1期計画期間の利用実績 保育所等訪問支援

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支給決定人数(人)	2	2	13	13	11

資料：社会福祉課

(5) 支援学級の推移

小学校・中学校における支援学級の児童・生徒数は、やや増加傾向にあります。学級数は横ばい傾向です。

図表：第1期計画期間の利用実績 支援学級の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校児童数(人)	35	37	37	36	47
小学校学級数(学級)	11	11	11	9	10
中学校生徒数(人)	9	12	12	19	15
中学校学級数(学級)	6	6	4	5	6

資料：教育委員会

(6) 不登校の推移

平成30年度の不登校児童・生徒数は、小学校で14人、中学校で6人となっており、小学校では増加傾向がみられます。

図表：第1期計画期間の利用実績 不登校の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校不登校児童数 (人)	2	8	14
中学校不登校生徒数 (人)	14	14	6

資料：教育委員会

(7) スクールカウンセラーの配置

スクールカウンセラーを中学校に配置しました。相談件数は300件前後で推移しており、平成30年度で311件となっています。

図表：第1期計画期間の利用実績 スクールカウンセラーの配置

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延相談件数(件)	362	358	245	311	285
配置人数(人)	4	4	4	4	4

資料：教育委員会

4. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援

【事業の概要】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談等の支援を行います。

地域子育て支援センターでの子育て相談、交流会の開催、子育て情報の提供などを図りました。

(2) 地域子育て支援拠点事業 等

【事業の概要】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

つどいの広場については、1か所で実施しており、平成30年度の利用者数は1,365人、実施回数は144回となっています。

■図表：第1期計画期間の利用実績 つどいの広場事業の利用者数・実施回数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)	1,307	1,187	1,063	1,365	1,678
実施回数(回)	140	140	146	144	132

資料：子育て支援センター

(3) 妊婦健康診査 等

【事業の概要】：妊婦に対する健康診査

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査(医学的検査を含む)にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。(現在健診時費用の一部助成を行っています。)

妊婦健康診査については、令和元年度では受診実人員が144人となっています。

■図表：第1期計画期間の利用実績 妊娠届出数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊娠届出数(人)	110	65	82	59	76
初妊婦数(人)	54	31	30	23	27

資料：保健センター

■図表：第1期計画期間の利用実績 妊婦一般健康診査の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診実人員（人）	119	132	127	140	144
受診延人員（人）	1,215	876	1,031	1,082	1,100
健診助成回数（回）	2,304	1,550	1,762	1,927	1,960

資料：保健センター

乳幼児健康診査については、4種類の健診を実施しており、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診については、いずれも平成29年度以降の受診率は90%以上で推移しています。この他、母子保健事業として、下記の各教室や相談事業にも取り組んでいます。

■図表：第1期計画期間の利用実績 4か月児健康診査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数（人）	91	93	61	86	80
受診者数（人）	91	88	59	85	80
受診率（%）	100.0	94.6	96.7	98.8	100.0
フォロー率（%）	5.5	20.5	3.4	5.8	23.0

※フォロー率＝健診後に経過観察を要する児童の比率
資料：保健センター

■図表：第1期計画期間の利用実績 1歳6か月児健康診査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数（人）	106	114	95	69	75
受診者数（人）	97	102	90	66	71
受診率（%）	91.5	89.5	94.7	95.7	95.0
フォロー率（%）	12.4	15.7	22.2	24.3	28

※フォロー率＝健診後に経過観察を要する児童の比率
資料：保健センター

■図表：第1期計画期間の利用実績 虫歯予防検診（歯科検診）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数（人）	72	93	105	109	71
受診者数（人）	50	74	80	74	61
受診率（%）	69.4	79.6	76.2	67.9	85.9
フォロー率（%）	14.0	13.5	7.5	8.1	21.0

※フォロー率＝健診後に経過観察を要する児童の比率

■図表：第1期計画期間の利用実績 3歳6か月児健康診査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数（人）	104	121	99	105	106
受診者数（人）	96	96	93	97	98
受診率（%）	92.3	79.3	93.9	92.4	92.5
フォロー率（%）	9.4	9.4	1.0	1.0	19.0

※フォロー率＝健診後に経過観察を要する児童の比率

■図表：第1期計画期間の利用実績 マタニティサロン

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数（回）	4	6	—	6	2
参加人数（人）	27	22	—	12	3

※平成29年度は参加者少数のため通常の開催はなし
資料：保健センター

■図表：第1期計画期間の利用実績 プチサロン（平成29年度までは子育てサロン）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数（回）	72	42	12	24	12
参加人数（人）	1,207	977	723	406	207

資料：保健センター

■図表：第1期計画期間の利用実績 離乳食教室

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数（回）	6	6	4	8	3
参加人数（人）	93	50	77	115	59

資料：保健センター

■図表：第1期計画期間の利用実績 発達相談

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実人員（人）	6	14	16	29	34
延人員（人）	6	27	29	64	58

資料：保健センター

■図表：第1期計画期間の利用実績 子育てママ食育教室

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数（回）	6	3	3	2	1
参加人数（人）	58	56	56	40	18

資料：保健センター

■図表：第1期計画期間の利用実績 乳児相談

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数（回）	12	12	12	24	24
参加人数（人）	325	378	291	300	328

資料：保健センター

（4）乳幼児訪問指導

【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業については、直近5年間では、訪問可能な対象者すべてを訪問し、場合によっては複数回の訪問を実施しています。

■図表：第1期計画期間の利用実績 母子保健法（訪問指導）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数（人）	94	68	70	97	52
延訪問数（人）	312	294	252	352	281

※全戸訪問が基本のため、可能な対象者はすべて訪問した
資料：保健センター

（5）養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業については、第1期計画期間には実施しませんでした。

また、児童虐待の延べ認知件数は、約20～40件で推移しており、平成30年度では38件となっています。

■図表：第1期計画期間の利用実績 児童虐待認知件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童虐待認知延件数（件）	41	21	28	38	34

資料：子育て支援課

(6) 子育て短期支援事業

【事業の概要】

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

子育て短期支援事業（ショートステイ）については、平成29年度に延べ7人の利用実績がありました。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、第1期計画期間には実施しませんでした。

■図表：第1期計画期間の利用実績 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数（人）	0	0	7	0	—
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

資料：子育て支援課

■図表：第1期計画期間の利用実績 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数（人）	0	0	0	0	—
実施か所数（か所）	0	0	0	0	0

資料：子育て支援課

(7) ファミリー・サポート・センター

【事業の概要】

育児等へのサポートを依頼したい会員に対して、世話をしたい子育て経験者等の会員が、有料でサポートを提供するものです。

ファミリー・サポート・センターについては、第1期計画期間には設置しませんでした。

(8) 一時預かり事業

【事業の概要】：在園児対象型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、通常の幼稚園教育時間の終了後、園児を預かる事業です。

【事業の概要】：在園児対象型以外

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。事業としては一時預かりのほか、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く））が想定されています。

一時預かり事業と幼稚園での預かり保育については、利用実績はいずれも増加傾向にあります。一時預かり事業の延べ利用人数は、令和元年度には2,275人で、前年度を大きく上回っています。幼稚園での預かり保育も、令和元年度には17.6人日で、同様に増加しています。

■図表：第1期計画期間の利用実績 一時預かり事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数（人）	660	767	1,160	1,661	2,275
幼稚園の預かり保育（人日）	5.9	6.6	9.4	12.8	17.6
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

資料：教育総務課

(9) 延長保育事業

【事業の概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

延長保育については、令和元年12月末現在実施か所は2か所で、平成30年度の実利用人数は88人となっています。

■図表：第1期計画期間の利用実績 延長保育事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (12月末現在)
実利用人数（人）	94	91	88	88	81
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

資料：子育て支援課

(10) 病児・病後児保育事業

【事業の概要】

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

病児・病後児保育事業については、病児保育は「【ぞうさんのおうち】土庫こども診療所」（大和高田市）、病後児保育は「こどもの森阪手保育園」（田原本町）にそれぞれ委託しています。延べ利用人数は6～7人程度で推移しています。

■図表：第1期計画期間の利用実績 病児保育事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数（人）	6	6	7	6	1
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

※病児保育：【ぞうさんのおうち】土庫こども診療所（大和高田市）

※病後児保育：こどもの森阪手保育園（田原本町）

資料：子育て支援課

(11) 放課後児童クラブ

【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童が、学童保育所（放課後児童クラブ）を利用するものです。

放課後児童クラブについては3か所で実施しています。実利用人数は100人前後で推移しており、令和元年度110人となっています。このうち95人が低学年の利用です。

■図表：第1期計画期間の利用実績 放課後児童クラブ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年生（人）	32	40	33	29	46
2年生（人）	38	27	36	24	32
3年生（人）	25	21	23	27	17
4年生（人）	1	16	10	14	11
5年生（人）	0	0	5	1	3
6年生（人）	0	0	0	0	1
低学年（人）	95	88	92	80	95
高学年（人）	1	16	15	15	15
実施か所数（か所）	3	3	3	3	3

※平成28年度から4～6年生を受け入れ

資料：子育て支援課

5. ニーズ調査の概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

子ども・子育て支援法に規定される「子ども・子育て支援事業計画」に関して、住民の子育てに関する現状やニーズ、意見などを把握し、第2期計画の各施策に反映するために、アンケート調査を実施しました。

② 実施期間と調査方法

平成31年1月21日(月)から2月12日(火)にかけて実施し、調査票を、幼稚園・保育所、小学校を通じての保護者への直接配布及び郵送により配布し、幼稚園・保育所、小学校を通じての直接回収及び郵送により回収しました。

③ 実施対象と回収状況

就学前児童(0歳から小学校に入学するまでの子ども)の保護者500人、小学生児童(小学生)の保護者589人を、無作為抽出により調査対象としました。

■図表：回収結果

	配布数(件)	回収数(件)	無効票数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
就学前児童	500	284	1	283	56.6
小学生児童	589	399	3	396	67.2

④ 調査結果の表示方法

○集計結果の百分率(%)は、小数点第2位を四捨五入した値を表記しています。このため、単数回答設問の選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が100.0%にならない場合があります。

○複数回答設問では、当該設問に回答すべき回答者数を母数として選択肢ごとにそれぞれ構成比を求めています。そのため、構成比の合計は通常100.0%にはなりません。

○設問ごとの集計母数は、図表中に「N=***」と表記し、クロス集計の図表では、集計区分ごとの集計母数を「N=***」と表記しています。

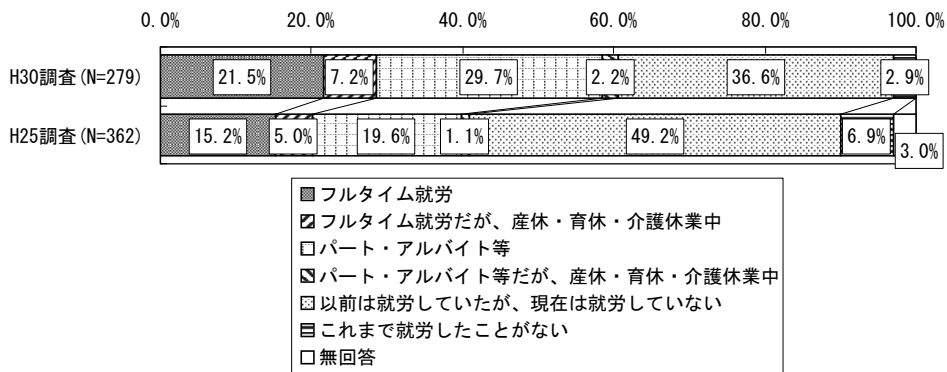
○一部の質問項目については、平成25年に実施した子育て支援に関するニーズ調査との比較を行っています。本文中の「前回調査」及び図表中の表記における「H25」又は「H25調査」は、同調査の結果を表しています。なお、本調査の結果は、本文中に「今回調査」、図表中に「H30」又は「H30調査」と表記しています。

(2) ニーズ調査結果の概要

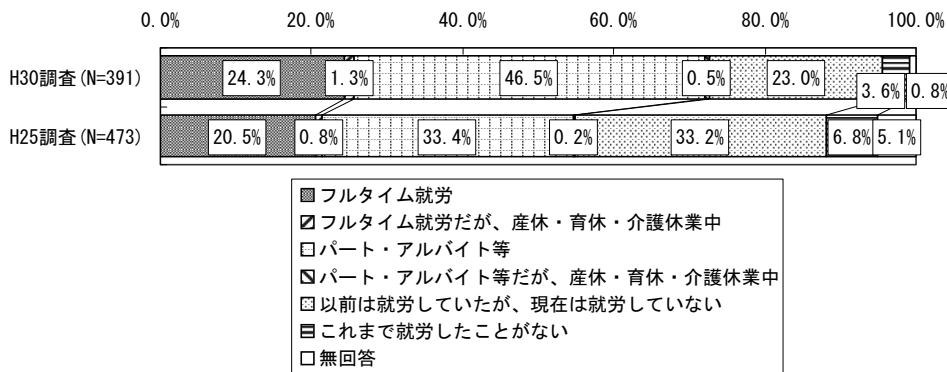
① 保護者の就労状況

- 前回調査より母親の就労が増加しており、就労していない母親が減少しています。
- 母親の就労率は、末の子どもが1～2歳のころにいったん落ち込みますが、3歳より大きくなるにつれて上昇しています。
- 子どもを預けやすい環境が随時整ってきていること、および、女性活躍推進の影響がうかがえます。

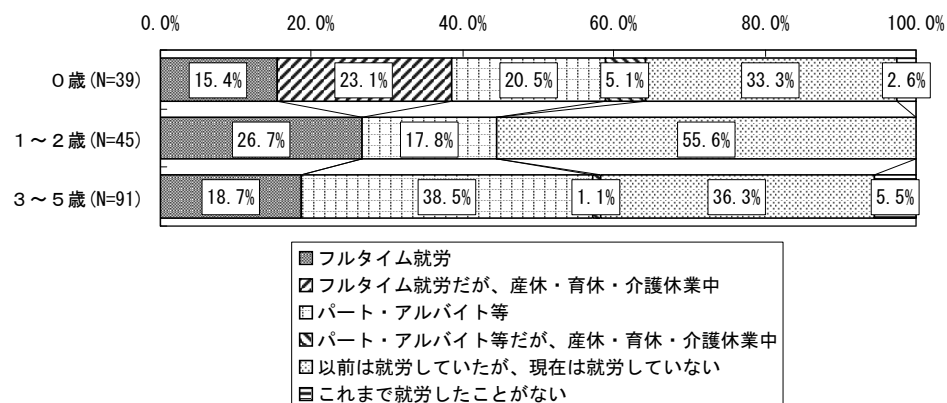
■図表：【就学前】母親の就労状況



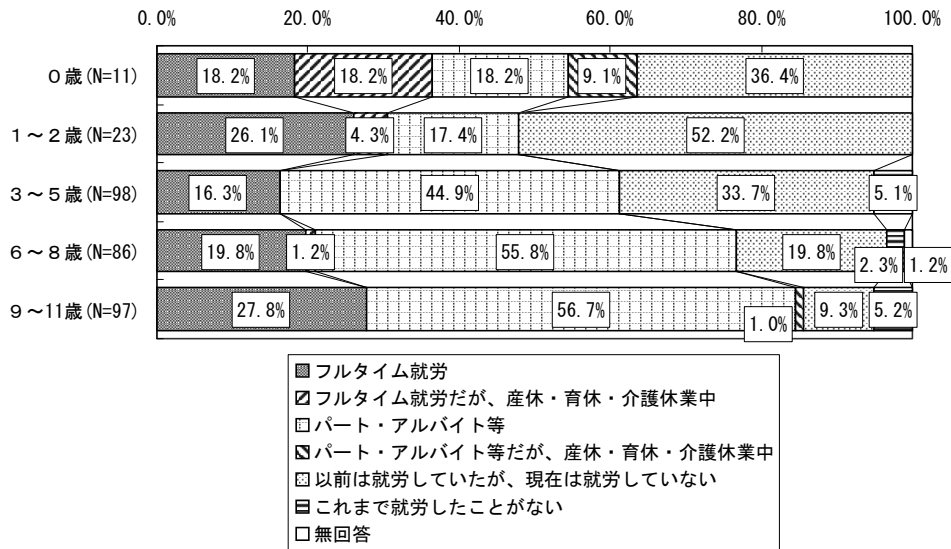
■図表：【小学生】母親の就労状況



■図表：【就学前】末子年齢別 母親の就労状況



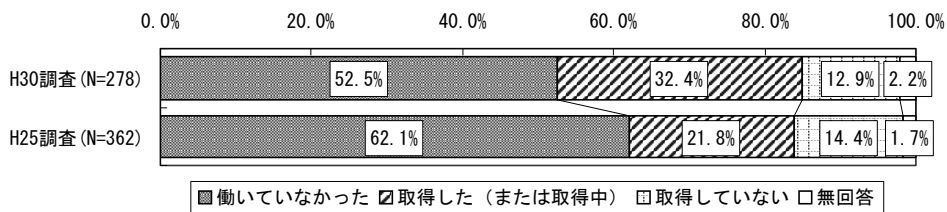
■図表：【小学生】末子年齢別 母親の就労状況



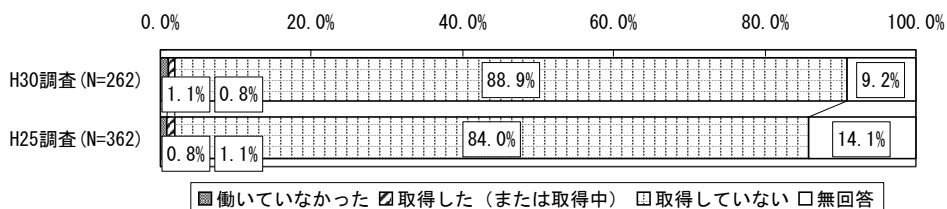
② 育児休業の取得状況

- 育児休業を取得した母親は3割強で、前回調査に比べて増えています。
- 働いていなかった母親は前回調査に比べて減っており、母親の就労の増加との関連性がうかがえます。
- 母親が育児休業を取得しなかった理由は、職場に育児休業の制度がなかったことが多く、職場環境整備の遅れがうかがえます。
- 前回調査に比べて、子育てや家事に専念するため退職した母親が減っています。
- 父親が育児休業を取得しなかった理由は、配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかったことが最も多く、仕事が忙しかったこと、収入減となり、経済的に苦しくなること、も多く挙げられています。
- 前回調査に比べて、制度を利用する必要がなかった父親が減っています。

■図表：【就学前】母親の育児休業の取得

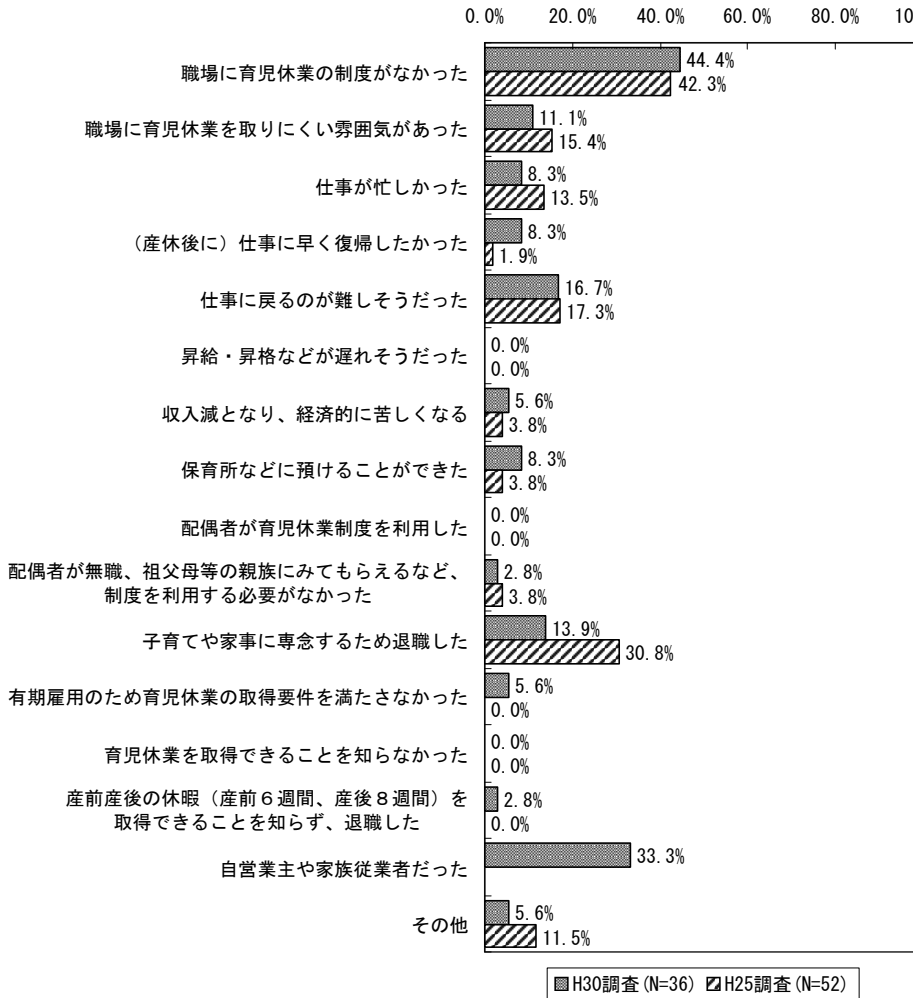


■図表：【就学前】父親の育児休業の取得

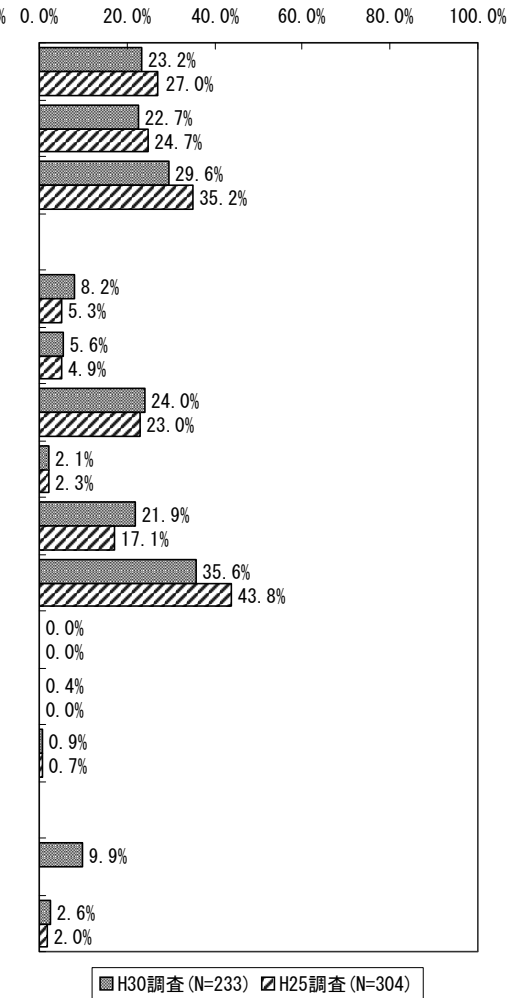


第2章 河合町の子どもと子育て家庭の状況

■図表：【就学前】母親の育児休業を取得していない理由（複数回答）



■図表：【就学前】父親の育児休業を取得していない理由（複数回答）



③ 平日の教育・保育の利用状況

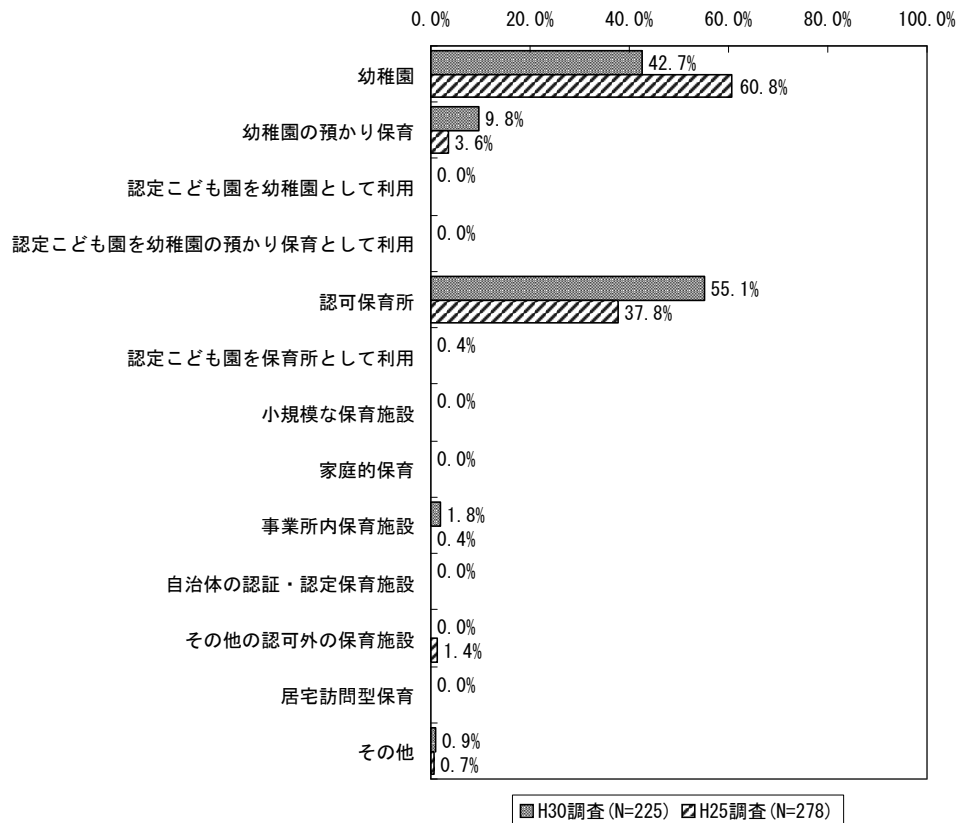
○平日の教育・保育事業を利用している人のうち4割強が幼稚園、6割弱が認可保育所を利用しています。

○前回調査に比べて認可保育所の利用が増え、幼稚園と認可保育所の比率がほぼ逆転しています。

○両親ともに就労する家庭が増えたため、保育所を利用する家庭が増えたことを表しています。

○幼稚園の預かり保育が増えた理由は、河合幼稚園で平成28年から在園児を対象とした預かり保育を実施し、利用者が増えたためです。

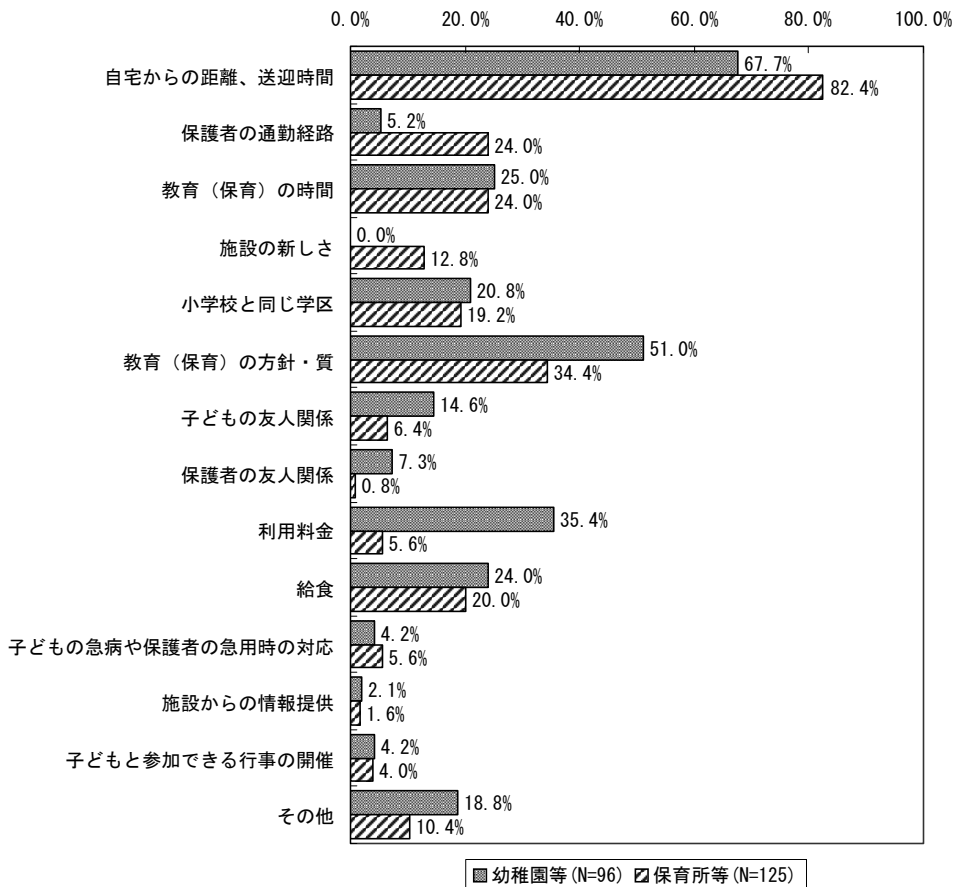
■図表：【就学前】平日の教育・保育利用状況（複数回答）



④ 現在の施設を選んだ理由

- 現在利用している施設を選んだ理由は、幼稚園等では「自宅からの距離、送迎時間」が7割弱で最も多く、「教育（保育）の方針・質」（約5割）、「利用料金」（4割弱）も多く挙げられています。保育所等では「自宅からの距離、送迎時間」が8割強で最も多く、「教育（保育）の方針・質」（3割強）、「保護者の通勤経路」「教育（保育）の時間」（ともに2割強）も多く挙げられています。
- 幼稚園等と保育所等とを比べると、幼稚園等では「利用料金」「教育（保育）の方針・質」の割合が保育所等に比べて多く、保育所等では「保護者の通勤経路」「自宅からの距離、送迎時間」「施設の新鮮さ」の割合が幼稚園等に比べて多くなっています。
- 自宅からの距離や送迎が、一番の選択ポイントとなっており、利用者にとって利便性の高い施設を選ぶ傾向がうかがえます。
- 特に保育所を選択される方は、限られた時間で効率よく子どもを送迎しなければならないので、自宅からの距離や送迎が施設の選択ポイントとなっています。次に、教育・保育における方針・質となっています。

■図表：【就学前】現在の施設を選んだ理由（幼稚園等・保育所等）（複数回答）



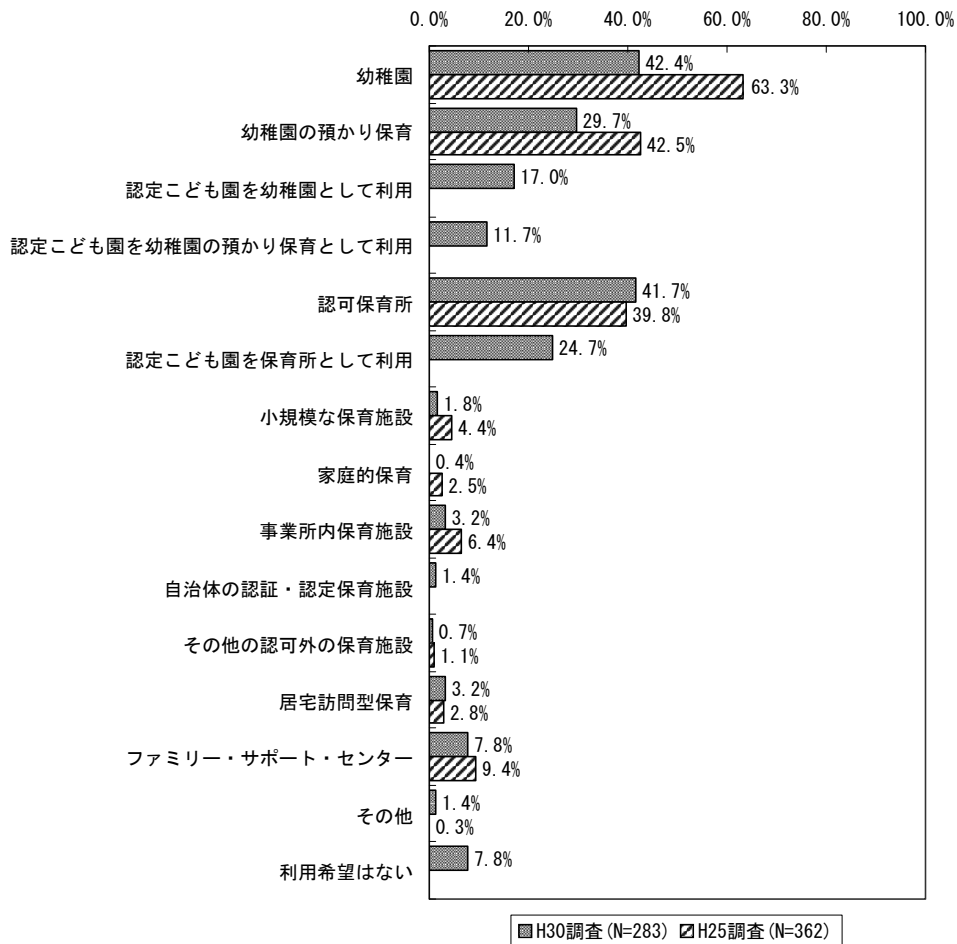
⑤ 今後利用したい教育・保育事業

○今後利用したい事業では、幼稚園・認可保育所が各4割強で、認定こども園の合計が5割強となっています。

○認定こども園の認知及び利用希望が高くなっていることがうかがえます。

○前回調査に比べて幼稚園・幼稚園の預かり保育の希望が減っています。

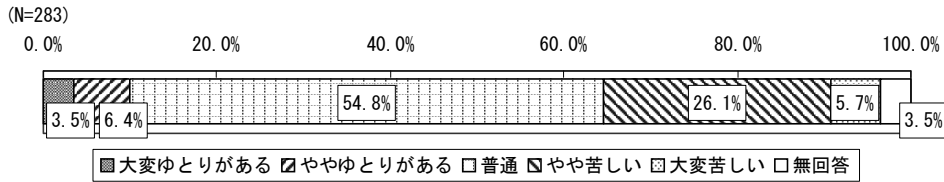
■図表：【就学前】今後利用したい教育・保育事業（複数回答）



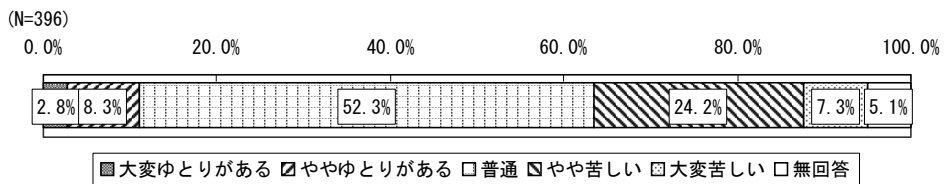
⑥ 世帯の経済的な暮らし向き

○子どもの貧困対策の観点から、経済的な困窮感のある世帯の意識をみました。
 ○回答者の約5割が普通と答えている一方、回答者の約3割はなんらかの困窮を感じています。

■図表：【就学前】世帯の経済的な暮らし向き



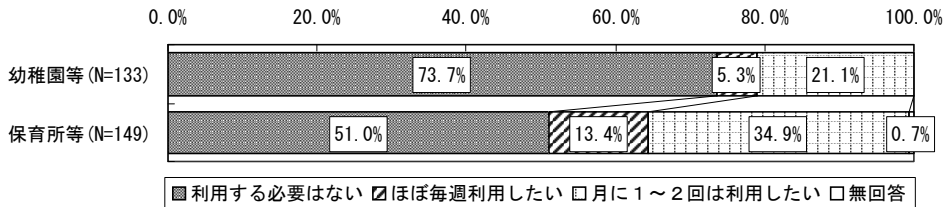
■図表：【小学生】世帯の経済的な暮らし向き



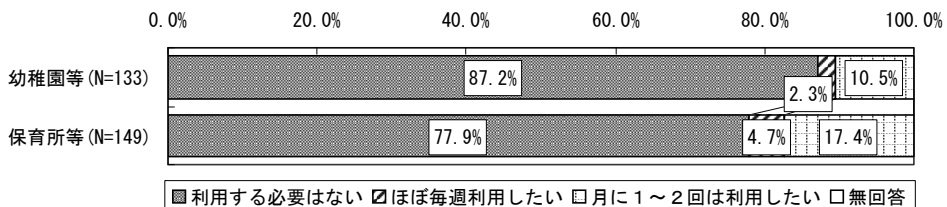
⑦ 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

○土曜日に月1回以上の頻度で定期的な教育・保育を利用したい人は、幼稚園等で3割弱、保育所等で5割弱となっています。
 ○日曜日・祝日に月に1回以上の頻度で定期的な教育・保育を利用したい人は、幼稚園等で1割強、保育所等で2割強となっています。
 ○長期休暇中に週に数日以上の頻度で幼稚園等を利用したい人の傾向に、前回調査から大きな変化はありません。
 ○特に幼稚園を利用しており、障害者手帳等を持っている、または発達障害のある子どものいる家庭においては、長期休暇中に定期的にご利用したいという需要があります。

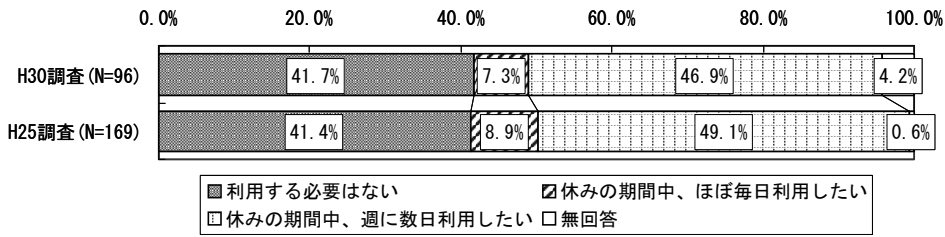
■図表：【就学前】土曜日の定期的な利用希望（幼稚園等・保育所等）



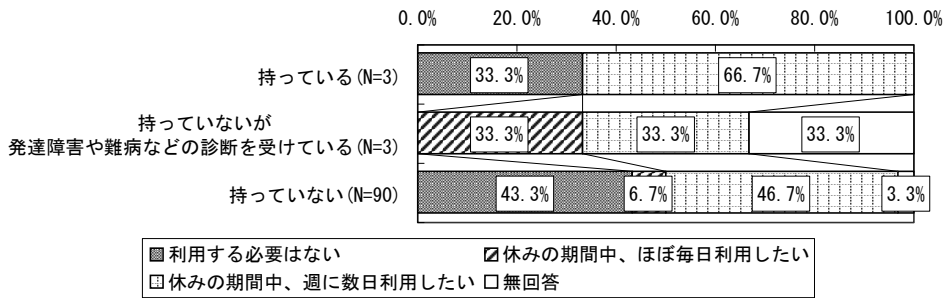
■図表：【就学前】日曜日・祝日の定期的な利用希望（幼稚園等・保育所等）



■図表：【就学前】長期休暇中の利用希望



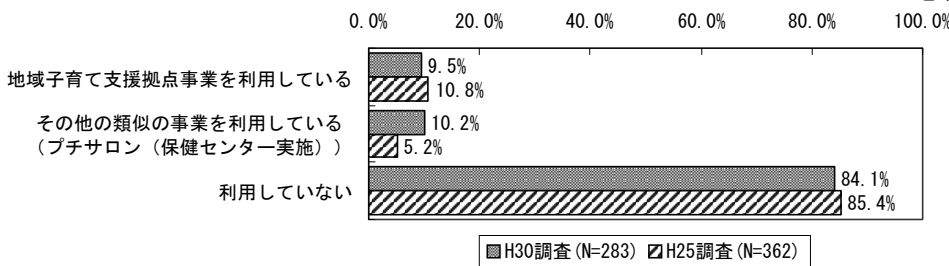
■図表：【就学前】障害者手帳の所持別 長期休暇中の利用希望



⑧ 地域子育て支援事業の利用

- 約1割の人が地域子育て支援拠点事業等を利用しており、プチサロンの利用が増えています。
- 0歳児においては、つどいの広場と保健センターのサロンを約4～5割が利用しています。
- 今後新たに利用を希望する割合は2割強で、前回調査に比べて大きな変化はありません。

■図表：【就学前】地域子育て支援事業の利用状況（複数回答）

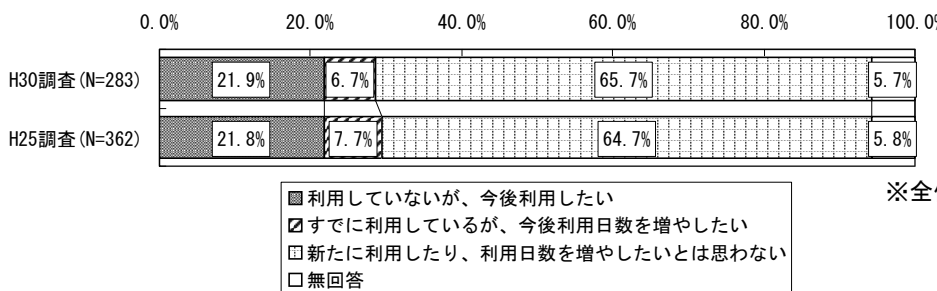


■図表：【就学前】年齢別

地域子育て支援事業の利用状況（複数回答）

年齢	有効回答数 (N)	地域子育て支援拠点事業	（保健センター実施）	その他の類似の事業（プチサロン）	利用していない
0歳 (H30年度生)	18	16.7%	33.3%	66.7%	0.0%
0歳 (H29年度生)	22	40.9%	45.5%	45.5%	0.0%
1歳	28	10.7%	7.1%	82.1%	0.0%
2歳	36	19.4%	11.1%	75.0%	0.0%
3歳	53	1.9%	3.8%	96.2%	0.0%
4歳	57	1.8%	3.5%	91.2%	0.0%
5歳	64	1.6%	3.1%	93.8%	0.0%

■図表：【就学前】地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望

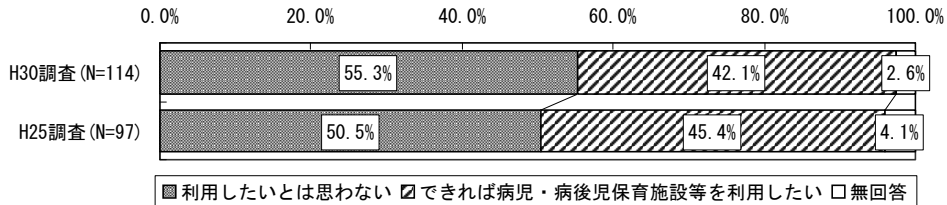


※全体の割合より10ポイント以上多い数値を濃い網かけで表示

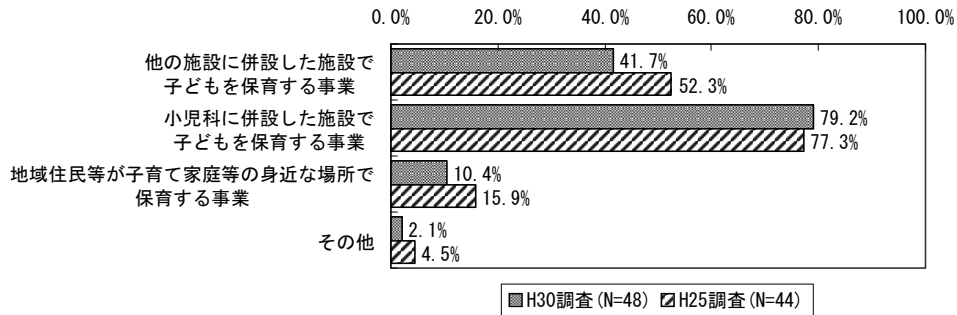
⑨ 病児・病後児保育の希望

- 将来に病児・病後児保育を利用したい人は4割強で、前回調査に比べて大きな変化はありません。
- 利用を望まない割合は5割強で、同居・近居の祖父母等の親族がいることなどが考えられます。
- 利用を希望する施設は、小児科に併設した施設が約8割で最も多くなっています。

■ 図表：【就学前】病児・病後児保育の希望



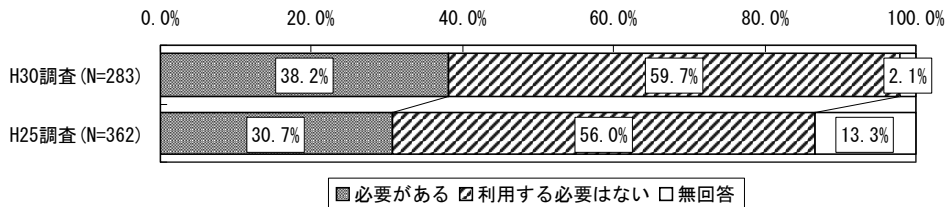
■ 図表：【就学前】病児・病後児保育の事業形態の希望（複数回答）



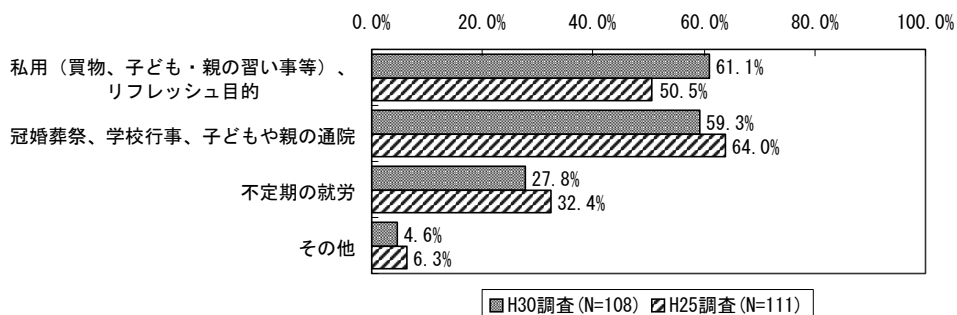
⑩ 一時預かり事業の利用意向

- 今後、一時預かり事業を利用したい人は4割弱で、前回調査に比べて増えています。
- 私用・リフレッシュ目的での利用が増えており、ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透がうかがえます。

■ 図表：【就学前】一時預かり事業の利用意向



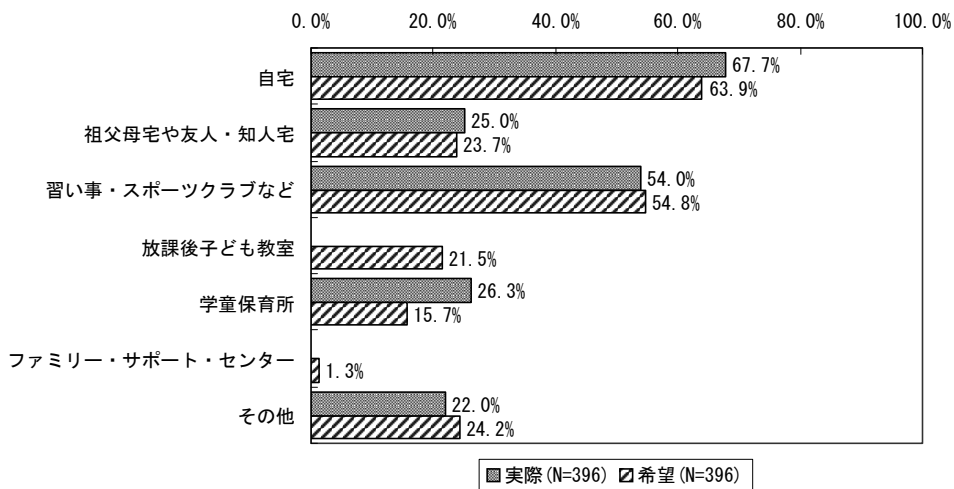
■ 図表：【就学前】一時預かり事業の利用目的（複数回答）



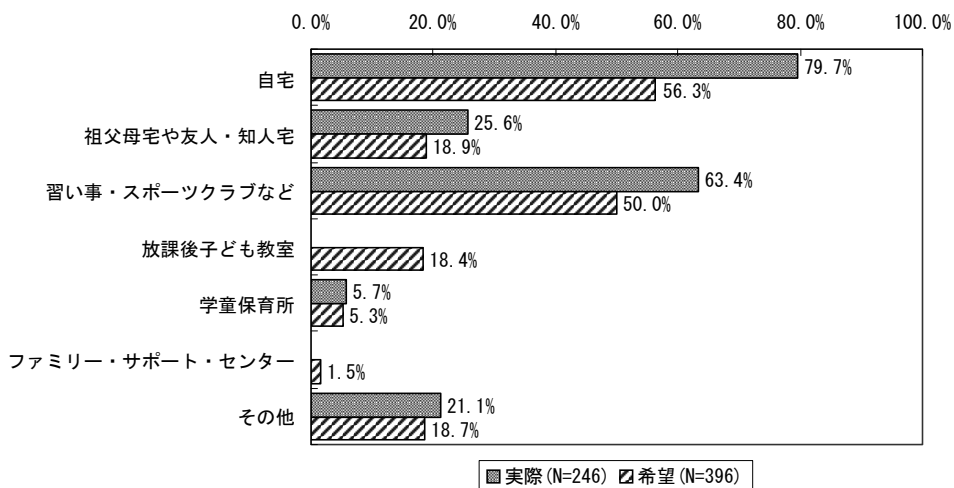
⑪ 放課後の過ごし方の実際と希望

- 低学年では「学童保育所」の割合が希望で2割弱、実際には3割弱との差があります。
- 高学年では「自宅」の割合が希望で6割弱、実際には約8割、「習い事・スポーツクラブなど」の割合が希望で5割、実際には6割強との差があります。
- 学童保育を選択するだけでなく、放課後子ども教室の利用を希望する家庭も多く、低学年では2割強、高学年では2割弱となっています。
- 年齢が上がるにつれ、単純に放課後を家庭的な雰囲気の中でゆっくり過ごすのではなく、何か目的をもって過ごしてもらいたいという保護者の気持ちがかがえます。

■図表：【小学生】放課後の過ごし方の実際と希望（1～3年生）（複数回答）



■図表：【小学生】放課後の過ごし方の実際と希望（4～6年生）（複数回答）



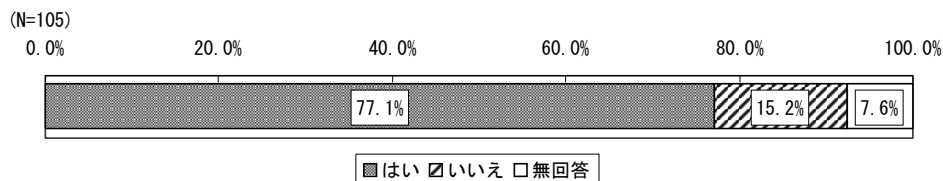
⑫ 町立認定こども園の利用希望

○認定こども園を利用したい人のうち、新設される町立認定こども園への入園を希望する割合は8割弱となっています。

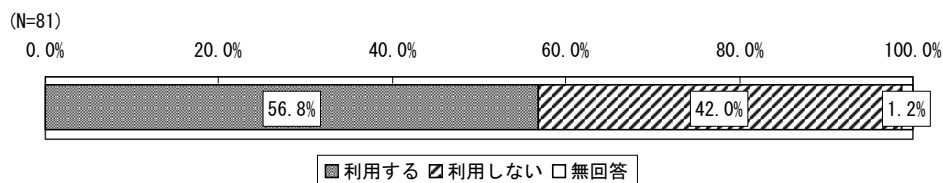
○町立認定こども園を利用したい人のうち、通園バスの利用を希望する割合は6割弱となっています。

○通園バスを毎日利用したい人では1割強、週に4～5日利用したい人では4割強が、片道のみ利用を希望しており、他の人は往復の利用を希望しています。

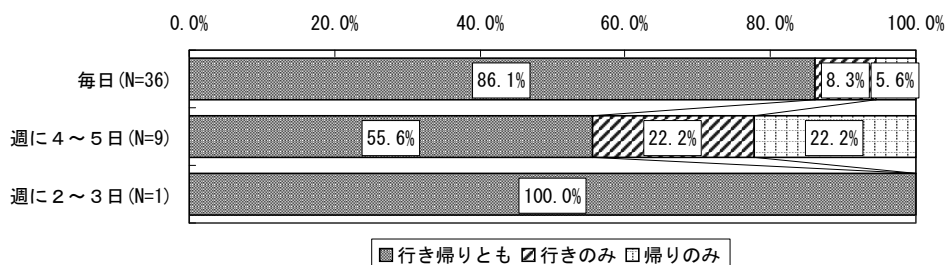
■図表：【就学前】河合町立幼保連携型認定こども園への入園希望



■図表：【就学前】通園バスの利用希望



■図表：【就学前】通園バスの利用頻度別 通園バスの利用形態



⑬ 子育て世帯の訪問支援の利用希望

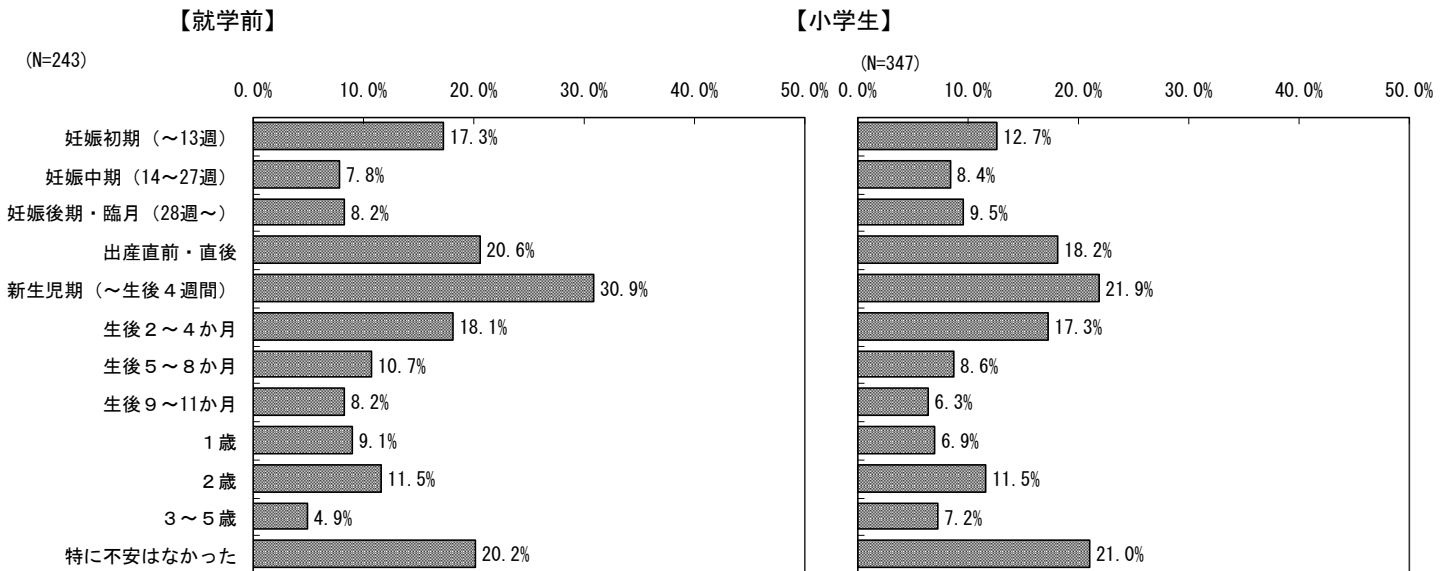
○保護者の精神的・肉体的な不安が特にあった時期として、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者ともに、出産直前から生後4か月ごろまで、および妊娠初期を多く挙げています。

○「生後4週間までの間」「出産直前・直後」が特に不安が強くなっており、いわゆる産後うつの状態といわれる時期です。

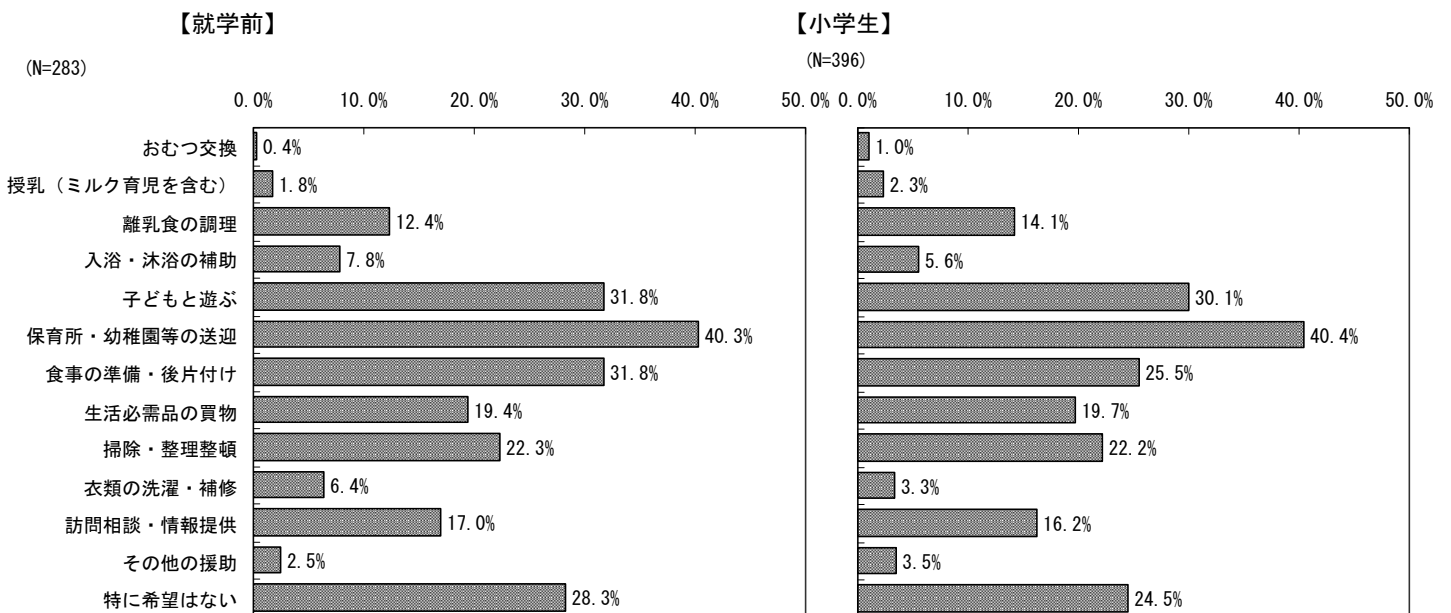
○育児や家事をするのが精神的・肉体的な不安などで困難な時期に希望する援助として、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者ともに、「保育所・幼稚園等の送迎」が最も多く、「子どもと遊ぶ」「食事の準備・後片付け」「掃除・整理整頓」を多く挙げています。

○おそらく、2人目以降を妊娠出産される時期に、上の子どもの送迎や遊んだりすることが負担になるのが要因と考えられます。

■図表：保護者の精神的・肉体的な不安が特にあった時期（3つ以内で複数回答）



■図表：就学前に訪問による支援を受けられるとしたらどのような援助を希望するか（複数回答）



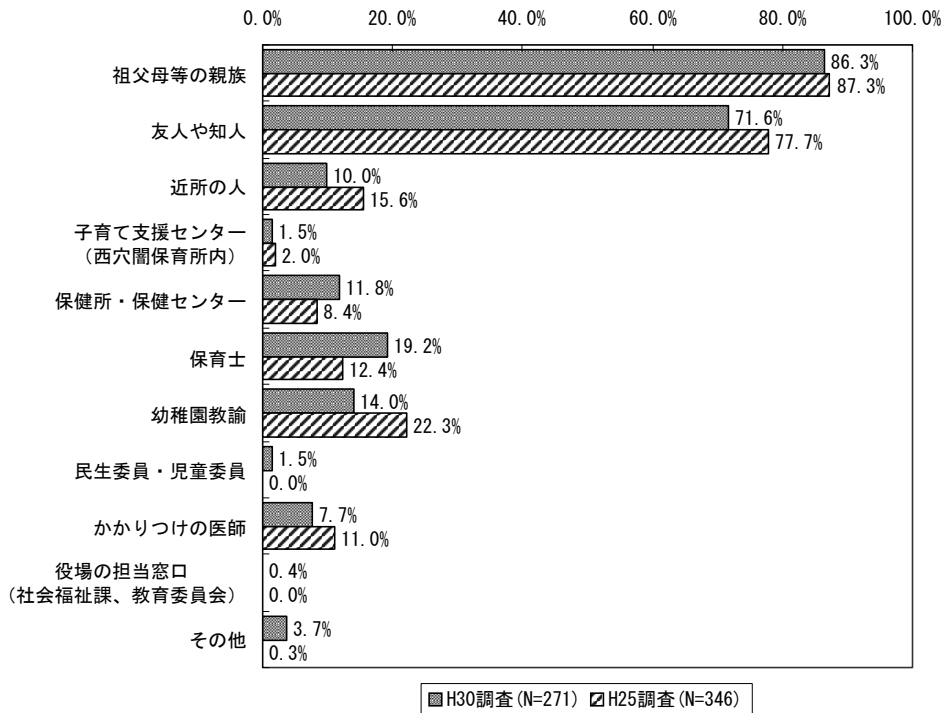
⑭ 子育ての相談先

○就学前、小学生ともに祖父母等の親族や友人が圧倒的に多い傾向にあります。

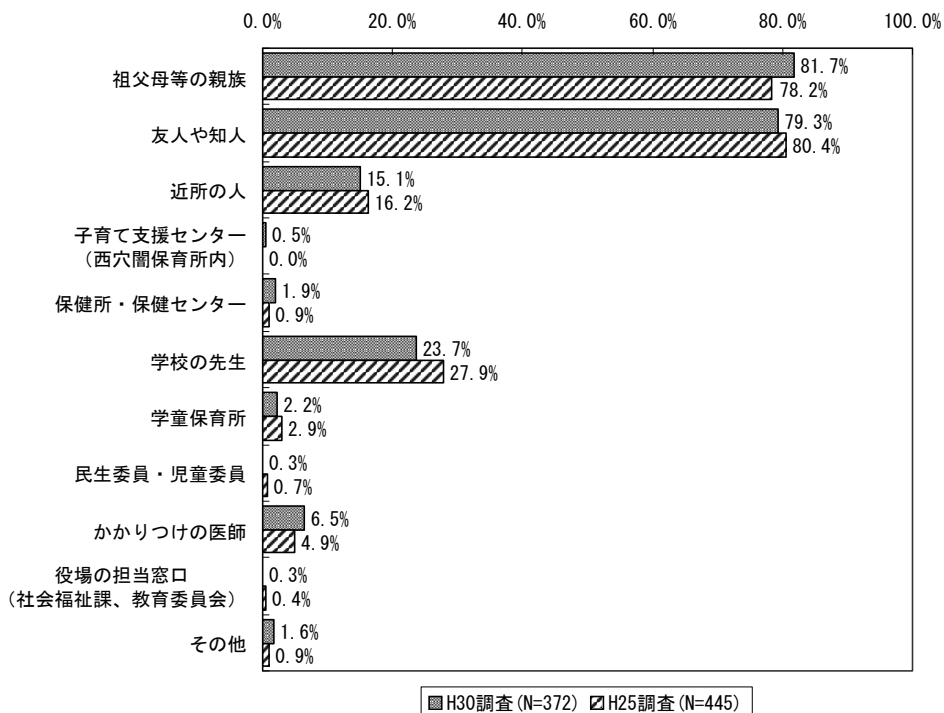
○その他では年齢に応じて関わる機関に相談されています。身近な保健センターや保育所、幼稚園、学校等で相談されるようです。

○役場の担当窓口や、子育て支援センターに相談する人がきわめて少なくなっています。今後、相談しやすい体制の周知を図る必要があります。

■ 図表：【就学前】気軽に相談できる人（複数回答）



■ 図表：【小学生】気軽に相談できる人（複数回答）



6. 第1期計画の成果と課題

第1期計画では、基本理念、基本的な視点に基づき、3つの基本目標と7つの基本施策を設定し、それぞれの基本施策に沿って、具体的な事業に取り組んできました。

第2期計画でも、女性の就業の増加にともなう保育の需要の増加、子どもの貧困や児童虐待、障害のある子どもへの支援など子育てに関して子どもや子育て家庭の抱える問題の多様化、そういった問題を発見して適切に支援につなぐ体制の必要性、といった社会や子育て環境の変化に合わせて、さまざまな取り組みをより充実させて進めていくことが求められています

第1期計画を評価するにあたり、以下では、基本施策ごとに、第1期計画での取り組みの実績と、第2期計画に向けての主な課題とを示します。

※以下の、「第1期計画での取組と実績」中の項目に示した囲み数字（①、②など）は、それぞれ、「第2期計画に向けた評価と課題」中の囲み数字と対応しています。

図表：【参考】第1期計画の3つの基本目標と7つの基本施策

- | |
|--|
| <p>(1) 子どもを安心して産み育てることができるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 地域における子育て支援 2) 母性並びに乳幼児の健康の確保及び育成 3) 職業生活と家庭生活の両立の推進 <p>(2) 心身ともに健やかな子どもの成長を支えるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 <p>(3) すべての子どもが尊重され、安全で住みよいまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 5) 子育てを支援する生活環境の整備 6) 子ども等の安全の確保 7) 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進 |
|--|

① 第1期計画の基本施策1 地域における子育て支援

■第1期計画での取組と実績

- ①地域子育て支援センターでの、子育て相談、交流会の開催、子育て情報の提供などの機能を拡充しましたが、子育て相談の利用者はありませんでした。
- ②ちらし等を配布し、県等が実施する子育てセミナーなどの情報提供を行いました。
- ③子育てサポーター（県立教育研究所実施のサポーター養成講座修了者）の育成や活用が、計画どおりには進みませんでした。
- ④町のホームページに移住定住サイトを立ち上げ、子育て・子育て関連情報を素早くキャッチできる仕組みを整えました。
- ⑤町立保育所では、希望者全員が入所できるような定員数を設定し、通常保育事業を実施しました。
- ⑥町主催の講座やイベント開催時には、庁舎内各課において、託児が必要な場合の場所の設置と保育職員の確保を行いました。
- ⑦保育所を適切に配置するとともに、サービスの評価を実施し、待機児童を出しませんでした。
- ⑧良好な保育所運営のため、現場で子どもと接している保育士からみた運営面に対する定期的な意見を、職員会議・公務員研修への参加により集約し、対応しました。
- ⑨保育所・幼稚園の職員研修による保育内容の充実を図るため、研修予算を確保しました。
- ⑩町立幼稚園では未入所児童とその保護者を対象とした交流会を月1回実施しましたが、町立保育所では実施できませんでした。
- ⑪つどいの広場事業として、週3回（火・木・金）、総合福祉会館で10時から15時まで、親子で遊べるスペースを提供し、参加人数も年々増えてきています。
- ⑫多様な子育て支援サービスに関する情報等を把握し、役場や出張機関に子育て支援や親子で安心して遊べる場所を知らせるちらしを配置するとともに、相談者に合わせて情報提供を行いました。

■第2期計画に向けた評価と課題

- ①気軽に子育てについて相談できる機関などの整備が求められています。
- ②情報提供については、安心安全の担当課と連携して、子どもたちを地域で守る意識の高揚と見守り参加への定期的な呼びかけなどを実施していきます。
- ③今後、子育てサポーターを活用したつどいの広場や、子育て支援策を検討していきます。
- ④今後も、子育て・子育て関連情報を随時、必要に応じて町のホームページ等に掲載していきます。
- ⑤通常保育事業については、令和2年度から、町立認定こども園を設置し、希望者全員が入所できる定員数の設定などを続けていきます。
- ⑥講座やイベント開催時の子どもの託児については、継続して実施していきます。
- ⑦保育所・認定こども園のサービスの評価については、継続して実施していきます。
- ⑧保育士等の定期的な意見集約については、継続して実施していきます。
- ⑨保育所・幼稚園・認定こども園の職員の研修は、継続して実施していきます。
- ⑩未入所児の交流事業については、令和2年度から設置する、町立認定こども園にて実施します
- ⑪つどいの広場事業については、令和2年度からは、認定こども園で実施し、週5日開放します。
- ⑫子育て支援サービスに関する情報を提供するため、研修等で知識や情報を熟知したコーディネーターを配置します。

② 第1期計画の基本施策2 母性並びに乳幼児の健康の確保及び育成

■第1期計画での取組と実績

- ①妊婦健康診査を、母子健康手帳交付時に受診票を交付して実施し、平成27年度から1人97,500円を助成するほか、交付時の面接後にプラン策定をできるようになりました。
- ②妊産婦・新生児訪問指導を保健師が行い、妊婦の心身の健康や出産の不安の軽減に努めました。
- ③乳幼児相談には、歯科衛生士や、令和元年度からの助産師など、多様な専門家が対応しました。
- ④NPO委託による女性・子どもDV問題電話相談を実施しました。
- ⑤月1回、豆山の郷で人権・行政心配ごと相談を行いました。
- ⑥マタニティサロンとして、妊婦を対象とした教室を開催しましたが、平成29年度には参加者少数のため通常の開催はありませんでした（※第1部第2章「4（3）妊婦健康診査 等」参照）。
- ⑦乳幼児等健診として、平成29年度より、通常の健診に10か月健診を追加して実施しました。
- ⑧乳児健康相談を、計画開始当初の月1回を月2回にし、2か月に1回の助産師の健康相談を追加するなど、回数を増やして実施しました（令和元年度から保健センター以外の場所で実施）。
- ⑨虫歯予防対策として、虫歯予防検診時のフッ素塗布、歯みがき指導を行いました。
- ⑩マタニティサロンでの食育を、平成30年度より個別の対応に変更しました。
- ⑪離乳食教室として、離乳食を通した乳児期からの食育の必要性の学習を行いました。
- ⑫休日・夜間診療事業を、檀原市深夜救急・産婦人科救急などの負担金等で実施し、長期休日の場合にはホームページに開院の医療機関等を掲載しました。

■図表：第1期計画期間の取組状況 ②妊産婦新生児訪問指導

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊産婦新生児訪問指導 (件数)	7	2	0	3	1

資料：保健センター

■第2期計画に向けた評価と課題

- ①妊産婦健康診査については、妊娠届出時の実施に変更します。
- ②妊産婦新生児訪問指導については、保健師に加えて、助産師による支援も計画する予定です。
- ③乳幼児相談・発達相談・電話相談については、継続して実施していきます。
- ④NPO委託による相談については、子育てに関する電話相談や来館相談はなく、間口は開いているものの低い認知度や庁内の連携などが課題です。
- ⑤豆山の郷での各種相談事業については、継続して実施していきます。
- ⑥マタニティサロンについては、個人に合わせて対応し、沐浴などの個別指導を実施していきます。
- ⑦乳幼児等健診については、今後は、月齢に応じた健診時期の設定が課題です。
- ⑧乳児健康相談については、相談回数は継続して実施して行きます。
- ⑨虫歯予防対策については、健診後のフォロー機能としても活用を図ります。
- ⑩妊娠中の食育については、今後は、妊婦電話相談やセンターでの相談で個別に対応していきます。
- ⑪離乳食教室については、出生数は減少していますが、回数をそのまま実施します。
- ⑫休日・夜間診療については、継続して実施していきます。

③ 第1期計画の基本施策3 職業生活と家庭生活の両立の推進

■第1期計画での取組と実績

- ①男女共同参画意識の普及のため、令和元年度に広陵町との共催で「マザーズセミナー」を実施しましたが、河合町住民からの反応や参加者はありませんでした。

■第2期計画に向けた評価と課題

- ①男女共同参画意識の普及にあたっては、仕事と子育ての両立支援の必要性や、当町住民が必要としている支援について、再検討する必要があります。

④ 第1期計画の基本施策4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

■第1期計画での取組と実績

- ①家庭教育の充実のため、各幼小中で保護者や子どものニーズに応じた家庭教育講演会を実施しました。
- ②わんぱくスポーツ教室として、子どもが楽しくスポーツに触れ合える機会を提供しました。
- ③図書館事業として、幼稚園、保育所や小中学校、保健センター等への団体貸出を実施し、季節や行事にあった絵本や調べもの学習等教科書関係本の貸出を行いました。
- ④お話し会事業を、情操教育の一環として想像力を養うとともに、親子、地域のふれあいや世代間交流の場として展開しました。
- ⑤絵本との出会い事業として、3～4か月健診のときに、出生全乳児の保護者に読み聞かせを実施し、絵本と手作りバッグをプレゼントしました。
- ⑥親と子の体験教室を実施し、親と子で取り組むことで、子どもの心の安定、家族間の絆の強化等、家庭内外の教育環境の整備に取り組みました。
- ⑦かわい寺子屋教室を実施し、講師や協力者に各種団体の委員やボランティアから参加してもらうことで、校区の異なる地域の子も同士や大人とのふれ合い、交流することができました。
- ⑧放課後子ども教室を、過去に全町を対象とした際には第二・三小学校区からの参加者が皆無だったことから、第1期計画期間には第一小学校区のみで実施しました。
- ⑨スポーツ出前教室として、グラウンドゴルフおよびゲートボールの体育協会のグループに、学校に出向いて交流を持ち、指導していただきました。
- ⑩中学生を対象とした国際交流を検討しましたが、第1期計画期間には実績はありませんでした。
- ⑪中高生の活躍の場として、青少年の地域活動への参加促進を検討しました。

■図表：第1期計画期間の取組状況 ①幼小中各校での家庭教育の充実

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家庭教育講演会（件数）	6	6	6	6	6

資料：生涯学習課

■図表：第1期計画期間の取組状況 ②わんぱくスポーツ教室

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (11月末現在)
延参加者数（人）	177	142	122	77	実施中

資料：スポーツ振興課

■図表：第1期計画期間の取組状況 ③図書館事業の団体貸出件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (11月末現在)
団体貸出（件数）	47	45	36	27	16

資料：生涯学習課

■図表：第1期計画期間の取組状況 ④お話し会の読み聞かせ延べ人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (11月末現在)
読み聞かせ（延べ人数）	394	456	398	240	124

※平成28年度までは、毎週土曜日開催（年38回）。平成29年度からは、第1・3土曜日開催（年20回）。

資料：生涯学習課

■図表：第1期計画期間の取組状況 ⑥親と子の体験教室

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延参加者数（組）	9	8	7	7	30

資料：生涯学習課

■図表：第1期計画期間の取組状況 ⑦かわい寺子屋教室

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延参加者数（人）	39	40	25	21	28

資料：生涯学習課

■第2期計画に向けた評価と課題

- ①家庭教育の充実については、「親育て」の観点からの行政のはたらきかけが課題です。
- ②わんぱくスポーツ教室については、参加者が減少していることへの対応が課題です。
- ③図書館事業については、希望される本を少しずつ購入していますが、まだまだ足りていません。
- ④お話し会については、子どもの人口減少に伴い、参加者も減ってきており、ボランティアの高齢化も進んでいるので、事業を縮小しています。
- ⑤絵本との出会い事業については、読み聞かせボランティアと図書館の職員および保健センター職員での子育て支援に、多課で連携して進めていきます。
- ⑥親と子の体験教室については、継続して実施していきます。
- ⑦かわい寺子屋教室については、校区や学年の違う者同士の距離を縮めることが課題です。
- ⑧放課後子ども教室については、社会情勢やニーズの変化も考えられることから、今後、実施対象地区の検討が課題です。
- ⑨スポーツ出前教室については、体育協会に自主的に継続していただきたいと考えています。
- ⑩国際交流については、今後の方向性の検討が課題です。
- ⑪青少年の地域活動への参加促進については、大人に匹敵する中高生の力を地域活動につなげるため、中高生 Fellow 事業を推進し、中高生の自発的な活動を促進していきます。

⑤ 第1期計画の基本施策5 子育てを支援する生活環境の整備

■第1期計画での取組と実績

- ①交通安全施設設置補修事業として、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の設置と補修を図りました。
- ②公共施設等のバリアフリー化として、平成30年度からの庁舎の耐震化工事に併せてリフォーム工事も行いました。
- ③小中学校の運動場や体育館、広場等の開放を、施設の空き時間を効率的に有効活用して実施しました。
- ④豆山の郷でのつどいの広場や、親子交流などへのキッズコーナーの活用は、オープン日には常に利用者がありました。

■図表：第1期計画期間の取組状況 ①交通安全施設の設置・補修件数

	第1期計画期間
ガードレール（件数）	52
カーブミラー（件数）	5

資料：まちづくり推進課

■図表：第1期計画期間の取組状況 ③小学校の運動場や体育館、広場等の開放の稼働率

	第1期計画期間
第一小学校（%）	50
第二小学校（%）	70
第三小学校（%）	30

資料：スポーツ振興課

■第2期計画に向けた評価と課題

- ①交通安全施設設置補修事業については、引き続き、安全な道路交通環境の整備に努めます。
- ②公共施設等のバリアフリー化については、授乳コーナーやおむつ換えのベッドの設置なども継続して実施していきます。
- ③小中学校の運動場や体育館、広場等の開放については、継続して実施していきます。
- ④豆山の郷のキッズコーナーの活用や交流会開催については、継続して実施していきます。

⑥ 第1期計画の基本施策6 子ども等の安全の確保

■第1期計画での取組と実績

- ①子どもの交通安全を確保するため、交通安全運動を実施しました。
- ②子どもを犯罪等の被害から守るため、自主的防犯組織の育成やパトロールの促進、保育所・幼稚園・小中学校での防犯対策、防犯灯設置補修、子どもたちへの防犯指導を実施しました。
- ③「子ども110番」の旗を、子どもたちの緊急避難場所の目印として設置しました。

■第2期計画に向けた評価と課題

- ①子どもの交通安全を確保するための交通安全運動については、良好で、今後も事業内容を多くの方に周知し、実施していきます。
- ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動については、良好で、今後も事業内容を多くの方に周知し、実施していきます。
- ③「子ども110番」の旗の家については、令和2年度に設置基準を整理し、子どもの登下校時の立哨ボランティアだけではなく、同じ時間帯により多くの大人・地域の目を向けることで、子どもを犯罪等の被害から守ることを推進していきます。

⑦ 第1期計画の基本施策7 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

■第1期計画での取組と実績

- ①いきいき河合っ子ネットワーク（虐待防止活動等の連携）の充実のため、専属の担当職員を設置し、平成30年度からは家庭相談室を設け、連携をとりやすい窓口としました。
- ②要保護児童への対応のため、児童福祉施設への入所調整などを行いました。
- ③学童保育などの保育サービスに関する障害児の受け入れを、断ることはなく、職員の研修も重ねて広く実施しました。
- ④障害児等家庭への相談・支援として、障害を持つ子どもの保護者が自主的に行うサークル活動等への支援を検討しましたが、実際の相談、要望等がありませんでした。
- ⑤子どもの人権についての啓発・教育を、行政全体として実施しました。

■図表：第1期計画期間の取組状況 ②要保護児童への対応件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要保護児童への対応 (件数)	4	0	1	1	0

資料：子育て支援課

■第2期計画に向けた評価と課題

- ①いきいき河合っ子ネットワークについては、家庭総合支援拠点設置に向けて対応していきます。
- ②要保護児童への対応については、専属の職員の設置などを、家庭総合支援拠点設置に向けて対応していきます。
- ③学童保育などの保育サービスに関する障害児の受け入れについては、令和2年度には学童保育申請者137人中約1割が支援の必要な子どもたちとなるため、受け入れの拡大を図ります。
- ④障害児等家庭への相談支援体制の整備については、障害を持つ家庭の保護者同士のサークルを展開するには各課の連携が必要で、特に保健センターでの児童発達障害の情報の共有とフォローが重要なため、現時点の体制では困難と考え、サークル活動ではなく、児童発達支援センターの設置等で対応していきます。
- ⑤子どもの人権についての啓発・教育は、継続して実施していきます

第3章 計画の基本的な考え方

第1期河合町子ども・子育て支援事業計画においては、河合町次世代育成支援後期行動計画を引き継ぎ、「計画の基本的な考え方」として、「基本理念」及び「基本的な視点」を掲げ、計画を推進してきました。

この「基本的な考え方」は、河合町における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえにおいては普遍的なものであるため、「第2期河合町子ども・子育て支援事業計画」においても、基本的にはこの理念を踏襲すべきものであると考えます。

ただし、河合町の子育て環境の変化、ニーズ調査の結果、第1期計画の成果と課題などを踏まえ、基本理念に基づく「基本目標」と「基本施策」、および具体的な取組内容という施策体系については、第1期計画を引き継ぎつつ、以下のような若干の修正を行うこととします。

■子育て環境の多様化への対応

- 第1期計画期間の教育・保育事業のデータからは、子どもの貧困、児童虐待、障害のある子どもへの支援など、さまざまなリスクや生活不安の兆候がうかがえます。
- 基本施策7を「支援の必要な子ども・子育て家庭へのきめ細やかな取り組み」と変更して、特定のリスクに限定せずに広く対応できる施策を推進します。
- また、第2期計画を子どもの貧困対策計画としても位置づけ、貧困問題への取組を追加します。

■問題を発見・相談しやすい体制の構築

- ニーズ調査や第1期計画の実績からは、支援の必要な子どもや家庭が、必ずしも相談につながっていない現状がみられます。
- 子育て世代包括支援センターの開設など、利用しやすく、支援につながりやすい相談体制を構築する施策の充実に努めます。

■仕事と子育ての両立へのさらなる支援

- 統計データやニーズ調査からは、女性の就労が増え、保育ニーズが高まることが予測されます。
- 町立認定こども園の開園など、保育の需要に対応し、保護者の負担を和らげる施策を充実します。

1. 基本理念

計画の基本理念については、第1期計画を引き継ぎ、普遍的な理念として、以下のような子育てと教育を支援するまちの実現を目指します。

子どもが輝き みんなの心を結ぶまち

2. 基本的な視点

計画の基本的な視点についても、子ども・保護者・地域という3つの視点に立ち、河合町のすべての人が主体となって計画に取り組むという考え方を継承します。

I. 子どもの視点

世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いから国連で採択された「子どもの権利条約」を守り、子どもの様々な権利を擁護することが求められており、本計画においても、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重するものとします。

また、子どもたちは次代の親となるものであり、長期的視点に立ち豊かな人間性の育成への取り組みを進めます。

II. 子育てに取り組む保護者の視点

親などの保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという認識とともに、子育ての喜びを実感できるような取り組みを進めます。

家族形態や保護者の就労状況など、子育て家庭生活実態は様々であり、保育サービスなどへのニーズも多様化しており、子育てする保護者の視点に立って、きめ細やかに対応ができるように、柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

III. 地域ぐるみの視点

子どもは地域社会を構成する重要な一員であり、国や県、市町村はもとより、企業や地域を含めた社会全体で子育て・子育てを支援することも必要です。地域の人材や自然、歴史などの資源を有効に活用しながら、地域ぐるみで次世代を担う子どもたちの育成支援の取り組みを進めます。

3. 施策体系

基本理念、基本的な視点に基づき、次のような3つの基本目標と7つの基本施策を定めます。

基本目標	基本施策	取組内容	掲載箇所 (第2部)
1. 子どもを安心して産み育てることができるまち	(1) 地域における子育て支援	① 地域における子育て支援の充実 ② 保育サービスの充実 ③ 子育て支援のネットワークづくり	第8章 1.
	(2) 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進	① 子どもや母親の健康の確保 ② 「食育」の推進 ③ 思春期保健対策の充実 ④ 小児医療等の充実	第8章 2.
	(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進	① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ② 仕事と子育ての両立の支援	第5章 第7章
2. 心身ともに健やかな子どもの成長を支えるまち	(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ② 家庭や地域の教育力の向上	第4章 第8章 3.
	(5) 子育てを支援する生活環境の整備	① 良好な住宅の確保 ② 安全な道路交通環境の整備 ③ 安心して外出できる環境の整備 ④ 安全・安心のまちづくり等の推進	第8章 4.
3. すべての子どもが尊重され、安全で住みよいまち	(6) 子ども等の安全の確保	① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	第8章 5.
	(7) 支援の必要な子ども・子育て家庭へのきめ細やかな取り組み	① 子どもの貧困への対策 ② 児童虐待防止対策の充実 ③ 子どもの人権を尊重する環境づくり ④ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ⑤ 障害児など特別な支援の必要な子どもへの施策の充実	第6章

図表：【参考】「子ども・子育て関連3法」について

〈幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため〉

〈名称〉

- ◎子ども・子育て支援法
- ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ◎子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

〈制度の目的〉

1. 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の改善（整備）を目指す。

2. 保育の量的拡大・確保

保育の質を確保しながら、より多くのニーズに応えるため地域型保育給付と呼ばれる、「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」など、さまざまな手法による保育に対するメニューを充実させて待機児童の解消を目指す。

3. 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えられるよう、「学童保育所」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」などの事業の拡充を図る。

第2部 〈子ども子育て支援事業計画〉

第1章 教育・保育提供区域の設定

1. 区域設定の考え方（国の基準）

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することが求められます。

河合町の場合、小学校区2、中学校区2、保健センター区域1、行政区単位1となっており、保健センター区域及び行政区単位では区域設定は一つになります。

2. 区域設定

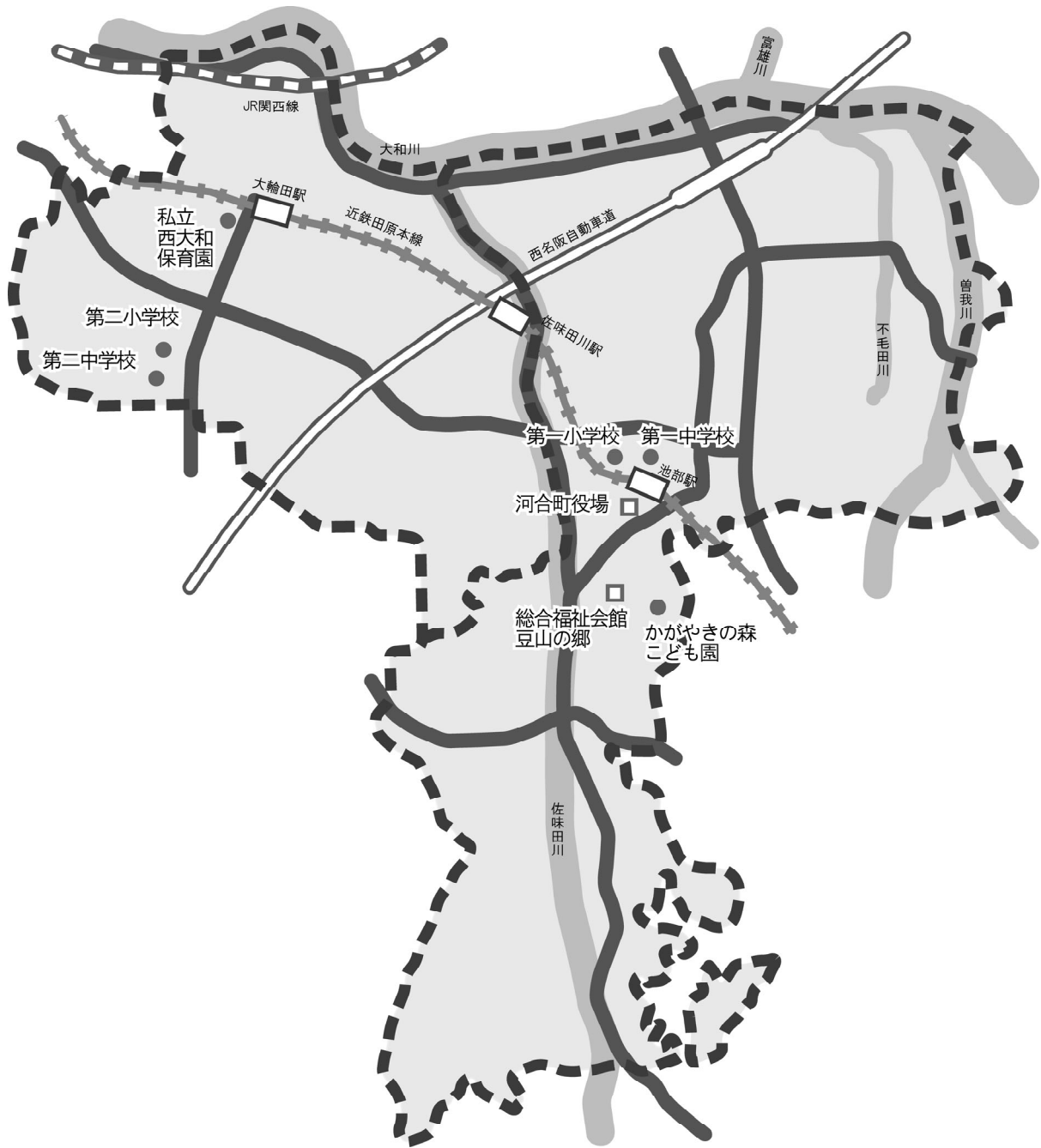
比較検討の結果、教育・保育の視点からみて、保健センター単位を教育・保育提供区域とします。なお、住民ニーズや各事業の利便性等において区域の拡大や縮小が必要となる場合には、一定の配慮をするものとします。

また、事業計画を見直す場合には、区域設定についても併せて必要があれば検討を行います。

■図表：区域設定

小学校区	中学校区	保健センター区域
河合町第一小学校	河合町第一中学校	河合町行政区単位 (教育・保育提供区域)
河合町第二小学校	河合町第二中学校	

■図表：河合町の教育・保育関連施設



第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

■図表：【参考】ニーズ調査結果による教育・保育の推計値

事業		単位	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
① <1号認定> (幼稚園及び認定こども園)	3歳～5歳	人	87	84	81	79	77
② <2号認定> (幼稚園)	3歳～5歳	人	18	17	17	16	16
③ <2号認定> (保育所及び認定こども園)	3歳～5歳	人	139	135	131	127	123
④ <3号認定> (保育所及び認定こども園+地域型保育)	0歳	人	38	37	37	35	35
	1・2歳	人	75	73	72	71	70
児童数※	3歳～5歳	人	248	240	233	227	220
	0歳～2歳	人	223	217	214	211	208

※児童数はコーホート変化率法により推計。コーホート変化率法とは、基準年の性年齢別人口（コーホート）に基づき、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、変化率に基づき将来人口を推計する方法。

■注意：ニーズ調査結果による推計値の見方

- 上記の図表の数値は、「子育て支援に関するニーズ調査」と、河合町の将来の人口推計に基づいて、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き』と推計のためのワークシートを利用し、過去の利用実績等は勘案せずに、算出しました。
- よって、量の見込みとしては、過去の利用実績の傾向と大きく異なる数値が出た場合があります。
- 実態と異なる量の見込みが算出される理由としては、ニーズ調査票で保護者に将来の利用希望日数などを回答していただく際に、「将来の仮定なので保護者にも予測がつかない」「不確定であればどうしても多めの数字を回答する傾向がある」「1日あたりの利用時間、1週あたりの利用日数を回答する方式では、1年あたりに換算すると想定以上に大きな数字になる」といった誤差が発生するためです。
- 本計画では、「量の見込み」に対する「確保の方策」を、ニーズ調査結果による推計値を参考に設定しますが、事業の実施にあたっては、常に実績を確認し、適切に補正しながら運用していくように心がけます。

1. 幼児期の教育・保育の量の見込み

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

2. 提供体制の確保の内容及びその実施時期

○設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

○提供体制確保の実施時期は、令和2年4月の町立認定こども園の開設を基準に設定します。

【確保方策】

○本町では、第1期計画期間において、町立保育所（2か所）を統合するなど、分散していた施設を再編し、教育・保育一体化施設への移行を準備してきました。令和2年4月に幼保一体化施設を整備し、幼保一体型子ども園1園、私立保育所1園体制での受け皿を確保します。

■図表：量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号		3号	1号	2号		3号
		幼稚園の希望が強い	左記以外			幼稚園の希望が強い	左記以外	
① 量の見込み	87	18	139	113	84	17	135	110
② 確保方策	特定教育・保育施設	87	157		113	152		110
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号
	幼稚園の希望が強い	左記以外			幼稚園の希望が強い	左記以外			幼稚園の希望が強い	左記以外	
81	17	131	109	79	16	127	106	77	16	123	105
81	148		109	79	140		106	77	139		105
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■図表：【参考】園児数の推移（再掲）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所入所者数（人）	256	253	262	281	269
幼稚園入所者数（人）	196	202	164	149	140
待機児童数（人）	0	0	0	0	—

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込み及び確保方策について設定します。

■図表：【参考】地域子ども・子育て支援事業の推計値

事業	単位	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
① 時間外保育事業	人	135	131	128	125	122
② 放課後児童健全育成事業	■低学年	157	149	142	134	127
	■高学年	125	119	113	107	102
③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	人日/年	0	0	0	0	0
④ 地域子育て支援拠点事業	人回/月	881	857	845	833	821
⑤ 一時預かり、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター等（病児・緊急対応強化事業以外）	■幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	1,224	1,184	1,150	1,120	1,086
	■＜2号認定＞による利用	4,570	4,423	4,294	4,183	4,054
	■上記以外	1,083	1,054	1,040	1,025	1,011
⑥ 病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業）	人日/年	555	538	527	516	504
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター等）（就学児）	■低学年	347	329	314	296	281
	■高学年	558	532	506	480	454

■注意：ニーズ調査結果による推計値の見方

- 上記の図表の数値は、「子育て支援に関するニーズ調査」と、河合町の将来の人口推計に基づいて、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き』と推計のためのワークシートを利用し、過去の利用実績等は勘案せずに、算出しました。
- よって、量の見込みとしては、過去の利用実績の傾向と大きく異なる数値が出た場合があります。
- たとえば、「病児・病後児保育事業」の量の見込みは、年に500人日以上と算出されていますが、第1期計画期間の利用実績は、年に6～7人日程度で推移しました（※第1部第2章「4（10）病児・病後児保育事業」参照）。
- 実態と異なる量の見込みが算出される理由としては、ニーズ調査票で保護者に将来の利用希望日数などを回答していただく際に、「将来の仮定なので保護者にも予測がつかない」「不確定であればどうしても多めの数字を回答する傾向がある」「1日あたりの利用時間、1週あたりの利用日数を回答する方式では、1年あたりに換算すると想定以上に大きな数字になる」といった誤差が発生するためです。
- 本計画では、「量の見込み」に対する「確保の方策」を、ニーズ調査結果による推計値を参考に設定しますが、事業の実施にあたっては、常に実績を確認し、適切に補正しながら運用していくように心がけます。

(1) 利用者支援

【概要】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談等の支援を行います。

【実施方針】

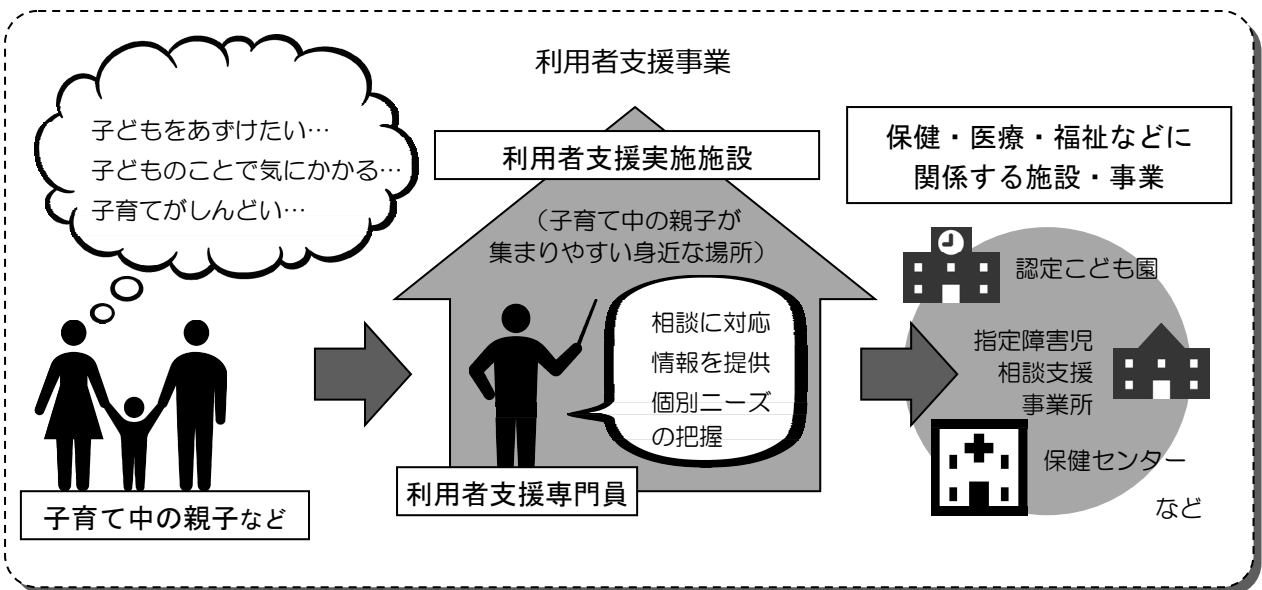
身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、虐待などの予防的な効果も期待されることから、町内1か所に設置しています。

【確保方策】

○町内1か所（町立認定こども園）を実施場所に位置づけます。

■図表：確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策（か所） 基本型・特定型	1	1	1	1	1
確保方策（か所） 母子保健型					



(2) 時間外保育事業

【概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】

○町内2か所のかがやきの森こども園、西大和保育園において時間外保育を提供します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	135	131	128	125	122
②確保方策(人)	135	131	128	125	122
実施か所数(か所)	2	2	2	2	2

■図表：【参考】第1期計画期間の利用実績 延長保育事業(再掲)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (12月末現在)
実利用人数(人)	94	91	88	88	81
実施か所数(か所)	2	2	2	2	2

時間外保育事業

対象になる児童：第2号または第3号の認定を受け、保育所等を利用している子ども

実施する場所：利用している保育所等

事業の概要：通常の利用日および利用時間帯以外の日および時間に、引き続き保育を実施

		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
平日	標準時間	通常											時間外	
	短時間	時間外	通常									時間外		
土曜日	標準時間	時間外												
	短時間	時間外												

(3) 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童が、学童保育所（放課後児童クラブ）を利用するものです。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】

- 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。
- 各小学校（第一小学校、第二小学校）で実施します。



■図表：量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人） 低学年	157	149	142	134	127
①量の見込み（人） 高学年	125	119	113	107	102
①量の見込み（人） 計	282	262	255	241	229
②確保方策（人） 低学年	157	149	142	134	127
②確保方策（人） 高学年	125	119	113	107	102
②確保方策（人） 計	282	262	255	241	229
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

■図表：【参考】第1期計画期間の利用実績 放課後児童クラブ（再掲）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年生（人）	32	40	33	29	46
2年生（人）	38	27	36	24	32
3年生（人）	25	21	23	27	17
4年生（人）	1	16	10	14	11
5年生（人）	0	0	5	1	3
6年生（人）	0	0	0	0	1
低学年（人）	95	88	92	80	95
高学年（人）	1	16	15	15	15
実施か所数（か所）	3	3	3	3	3

※平成28年度から4～6年生を受け入れ

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

【実施方針】

ニーズ調査結果ではニーズはありませんでした。今後、見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】

○今回の調査ではニーズはありませんでしたが、引き続き町外施設への委託で確保します

■図表：量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	0	0	0	0	0
②確保方策 (人日/年)	0	0	0	0	0
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

■図表：【参考】第1期計画期間の利用実績 子育て短期支援事業（ショートステイ）（再掲）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数(人)	0	0	7	0	—
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

子育て短期支援事業

ショートステイ（短期入所生活援助）

事業の概要 : 保護者の出張や冠婚葬祭。病気などにより、子どもの保育ができないときに、短期間の宿泊で子どもをあずかる。

実施する場所 : 児童用後施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所 など

(5) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

【実施方針】

現状の実施施設（地域子育て支援センター）において、ますます充実した活動が行われるよう体制の充実を図ります。

「つどいの広場事業」等の機能について、新設する町立認定こども園での実施と合わせて、適切に再編します。

【確保方策】

○地域子育て支援センターで行っていた「つどいの広場事業」等を、町立認定こども園で実施し、利用の推進を図ります。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	881	857	845	833	821
②確保方策 (人日/年)	881	857	845	833	821
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

■図表：【参考】第1期計画期間の利用実績 つどいの広場事業の利用者数・実施回数の推移(再掲)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)	1,307	1,187	1,063	1,365	1,678
実施回数(回)	140	140	146	144	132



(6) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、通常の幼稚園教育時間の終了後、園児を預かる事業です。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備・検討します。

【確保方策】

○認定こども園で、在園児を対象とした一時預かり事業を実施します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日／年） 1号認定	1,224	1,184	1,150	1,120	1,086
①量の見込み（人日／年） 2号認定による利用	4,570	4,423	4,294	4,183	4,054
②確保方策（人日／年） 1号認定	1,224	1,184	1,150	1,120	1,086
②確保方策（人日／年） 2号認定による利用	4,570	4,423	4,294	4,183	4,054
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

■図表：【参考】第1期計画期間の利用実績 一時預かり事業（再掲）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数（人）	660	767	1,160	1,661	2,275
幼稚園の預かり保育（人日）	5.9	6.6	9.4	12.8	17.6
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

一時預かり事業

事業の概要：急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたいときなど、主に昼間に、認定こども園などで、子どもをあずかる。

一般型

認定こども園などに通園していない子どもを、認定こども園や地域子育て支援拠点などであずかる。

余裕活用品

利用している子どもの数が定員に達していない保育所などで、定員の範囲内であずかる。

幼稚園型

在園児を、昼過ぎごろまでの教育時間終了後や、土曜日などに、幼稚園であずかる。

居宅訪問型

子どもの居宅を保育士などの職員が訪問して、必要な保護を行う。

**(7) 一時預かり事業（在園時対象型を除く）、子育て援助活動支援事業
（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）**

【概要】

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。

事業としては一時預かりのほか、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）が想定されています。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備・検討します。

【確保方策】

○町内1か所での実施を検討します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日／年） 保育園等の一時預かり	1,083	1,054	1,040	1,025	1,011
②確保方策（人日／年） 保育園等の一時預かり	1,083	1,054	1,040	1,025	1,011
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

■図表：【参考】第1期計画期間の利用実績 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（再掲）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数（人）	0	0	0	0	—
実施か所数（か所）	0	0	0	0	0

認定こども園以外での
一時預かりなどの事業

トワイライトステイ（夜間養護等）

事業の概要：平日の夜間などに子どもの保育ができないときに、一時的に子どもをあずかり、生活指導、食事の提供などを行う。

実施する場所：児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所 など

(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【概要】

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

【実施方針】

ニーズに対応するため、町外施設へ委託するとともに、緊急時に対応できるよう地域の活力を生かした支え合いの体制づくりを検討します。

【確保方策】

○病児保育事業は町外施設委託。子育て援助活動支援事業は町外施設委託及び地域支え合い事業を検討します。

※ニーズ調査結果による推計値と利用実績との乖離が大きいため、利用実績に即して利用量を見込みました。

■図表：量の見込みと確保方策

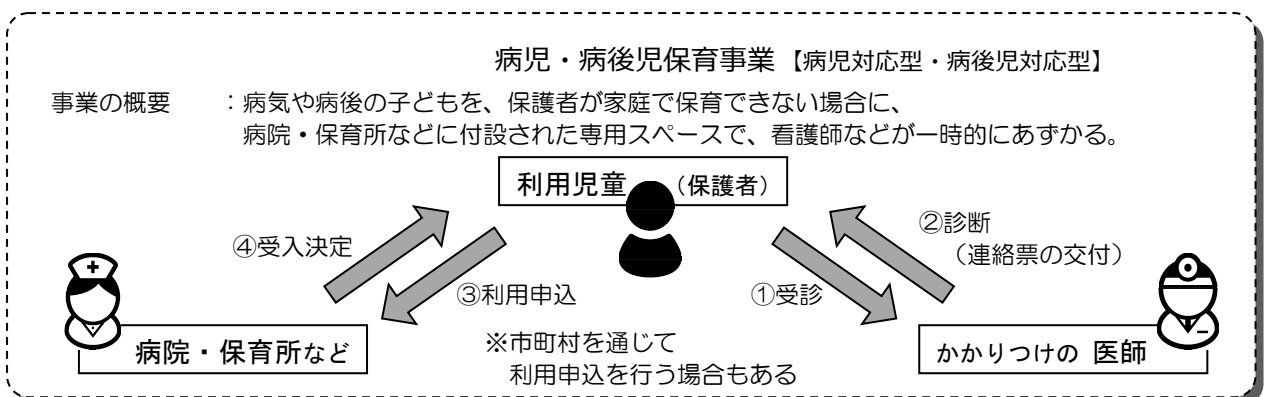
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	10	10	10	10	10
②確保方策 (人日/年)	10	10	10	10	10
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

■図表：【参考】第1期計画期間の利用実績 病児保育事業（再掲）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数(人)	6	6	7	6	1
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

※病児保育：【ぞうさんのおうち】土庫こども診療所（大和高田市）

※病後児保育：こどもの森阪手保育園（田原本町）



(9) 子育て援助活動支援事業（就学後）

【概要】

育児等へのサポートを依頼したい会員に対して、世話したい子育て経験者等の会員が、有料でサポートを提供するものです。（ファミリー・サポート・センター）

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる民間の提供体制を整備・検討します。

【確保方策】

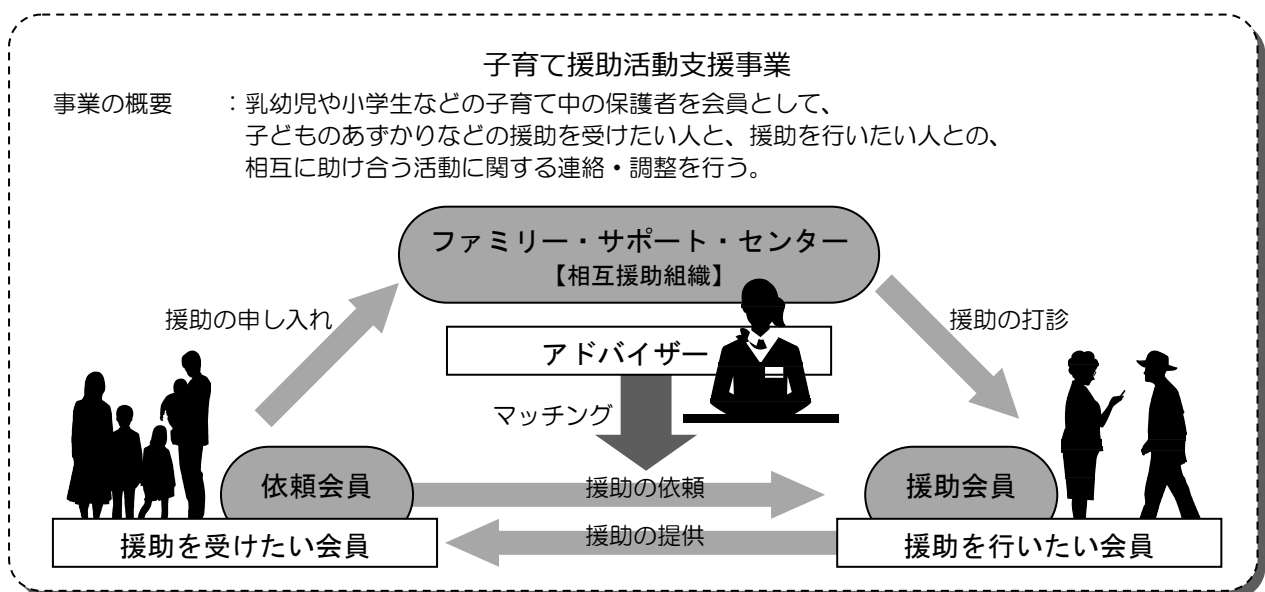
○近隣地域の民間活力も検討します。

※ニーズ調査結果による推計値は大きいですが、他のサービス等で対応できる量を考慮して利用量を見込みました。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日/年） 低学年	100	90	80	70	60
①量の見込み（人日/年） 高学年	10	10	10	10	10
①量の見込み（人日/年） 他のサービス等で 対応できない量	34	33	31	30	28
②確保方策（人日/年） 計	55	53	50	48	45
実施か所数（か所）	0	0	0	0	0

※ファミリー・サポート・センターについては、第1期計画期間には設置しませんでした。



(10) 妊婦に対する健康診査

【概要】

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。（現在健診時費用の一部助成を行っています）

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。（0歳児の推計より抽出）

【確保方策】

〇医療施設との連携など、見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人） 0歳児推計	65	63	63	61	61
①量の見込み（回） 健診助成回数	910	882	882	854	854
②確保方策	県内・県外の妊婦の希望する施設で対応				

※健診助成回数（一人あたり14回）

■図表：【参考】第1期計画期間の利用実績 妊娠届出数の推移（再掲）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊娠届出数（人）	110	65	82	59	76
初妊婦数（人）	54	31	30	23	27

■図表：【参考】第1期計画期間の利用実績 妊婦一般健康診査の推移（再掲）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診実人員（人）	119	132	127	140	144
受診延人員（人）	1,215	876	1,031	1,082	1,100
健診助成回数（回）	2,304	1,550	1,762	1,927	1,960

妊婦健康診査

事業の概要



- ① 健康状態の把握…妊娠週数に応じた問診・診察など。
 - ② 検査計測…妊婦さんの健康状態と赤ちゃんの発育状態を確認するための基本検査。
 - ③ 保健指導…食事や生活に関するアドバイス。妊娠・出産・育児への不安や悩みの相談。家庭的・経済的問題への個別の支援を必要とする人への対応。
- +
- 〇妊娠期間中の適時に「必要に応じた医学的検査」…血液検査、超音波検査 など

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握など必要なサービスを行う事業です。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】

○第1子も含めすべての乳児のいる家庭を対象に実施していきます。養育支援が必要と思われる家庭については、養育支援訪問事業で継続的な支援を実施します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人） 0歳児推計	65	63	63	61	61
②確保方策	民生委員児童委員による訪問で対応				

■図表：【参考】第1期計画期間の利用実績 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (12月1日現在)
対象者数（人）	94	68	70	97	46

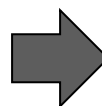
※全戸訪問が基本のため、可能な対象者はすべて訪問した

乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。

訪問内容

- ① 育児の不安や悩みに耳を傾ける
- ② 子育て支援の情報提供
- ③ 親子の心身の状況や養育環境の把握



○支援が必要な家庭に対し、「養育支援訪問事業」など適切なサービスの提供につなげる

訪問者

- 保健師・助産師・看護師
- 保育士・母子保健推進員・愛育班員・児童委員・子育て経験者 など幅広く登用

(12) 乳幼児訪問指導

【概要】

母子保健法に基づき、乳幼児のいる家庭を対象として、必要な訪問指導を行います。

【確保方策】

○地区担当の保健師による訪問で対応。

○助産師によるヘルスピジター（研修を受けた専門家による訪問）も検討します。

(13) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】

○養育支援が必要な家庭に対して、保育士や栄養士、ヘルパー等を派遣し、家事援助を含めた養育支援事業を実施します。

■図表：量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	5	5	5	5	5
②確保方策 (人日/年)	5	5	5	5	5

※養育支援訪問事業については、第1期計画期間には実施しませんでした。

■図表：【参考】第1期計画期間の利用実績 児童虐待認知件数（再掲）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童虐待認知延件数 (件)	41	21	28	38	34

養育支援訪問事業

事業の概要 : 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する。

訪問内容

○保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援

- 産褥期の育児支援や家事援助
- 未熟児や多胎児への育児支援・栄養指導
- 養育者の身体・精神の不調への相談・指導
- 若年の養育者への相談・指導
- 児童養護施設等を退所後のアフターケア

訪問者

- 【専門的相談支援】保健師・助産師・看護師・保育士 など
- 【育児・家事援助】子育て経験者・ヘルパー など

(14) 産後ケア事業

【概要】

助産所や対象者の居宅において、助産師等が中心となり、母子に対して母親の身体回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児を支援することを目的とします。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】

○出産後の心身ともに不安定な時期に必要な母子への心身のケアや育児のサポートを行います。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

教育・保育認定保護者及び、施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図り、すべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする事業です。

【実施方針】

○福祉と教育委員会の両方に関わる事業です。

○新制度における利用料は無償となりましたが、日用品・文房具等に関しては実費徴収となるため、低所得者の負担軽減策として令和元年から実施しています。

○幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月より実施しています。今後も低所得等を対象に、副食費に係る補足給付を行います。

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

民間事業者の新規参入については、必要に応じて検討します。

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

1. 認定こども園の整備

- 町立河合幼稚園、町立西穴間保育所について、令和2年度から幼保連携型認定こども園を開設します。
- 認定こども園の定員規模については、将来的に過剰なものとならないよう中長期的に子どもの人口を推計して設定します。
- クラス人数等の集団規模について子どもの健全な発達を支援する観点から適正な規模が保障されるよう図ります。

2. 人材の確保

- 幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育ニーズに対応するための保育士・教諭等の確保に努めます。
- 人材確保にあたっては、処遇改善による経験者の勤務の継続などを目指します。
- 資格がなくても子育て支援に参画したい地域の人材を活用する「子育て支援員」などの仕組みを検討します。
- 教育・保育施設から地域へのアウトリーチ支援を行うにあたっては、シルバー人材センターなど地域住民の人材活用を検討します。

3. 教育・保育に係る関係機関の連携

- 保育園・認定こども園と、小学校との関係者の交流の機会を充実し、就学前から小学校生活に円滑につなげるネットワーク化を推進します。
- 障害など支援を必要とする子どもへの支援も含め、学校・園と専門的支援を行う療養施設などとの連携を進め、情報を共有します。
- 令和2年4月の第二小学校と第三小学校の統合により、空くことになる校舎等施設の有効活用を検討します。

■第2期計画での主な取組：【町立認定こども園の開園】

○令和2年4月より、河合町幼保連携型認定こども園「かがやきの森こども園」を開園します。
 ○乳幼児期の教育及び保育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであることを踏まえ、質の高い教育及び保育並びに子育て支援を行い、子どもの最善の利益を追求しながら、保護者等と共に健やかな子どもの育成に努め、子ども自身で考え主体的に未来を創り出す力の基礎を培う教育・保育を提供します。

■教育・保育目標

○「様々な心揺さぶられる感動体験をする中で、自分らしく輝き、
 豊かな心と生きぬく力の基礎を育む」

■実施する主なサービス

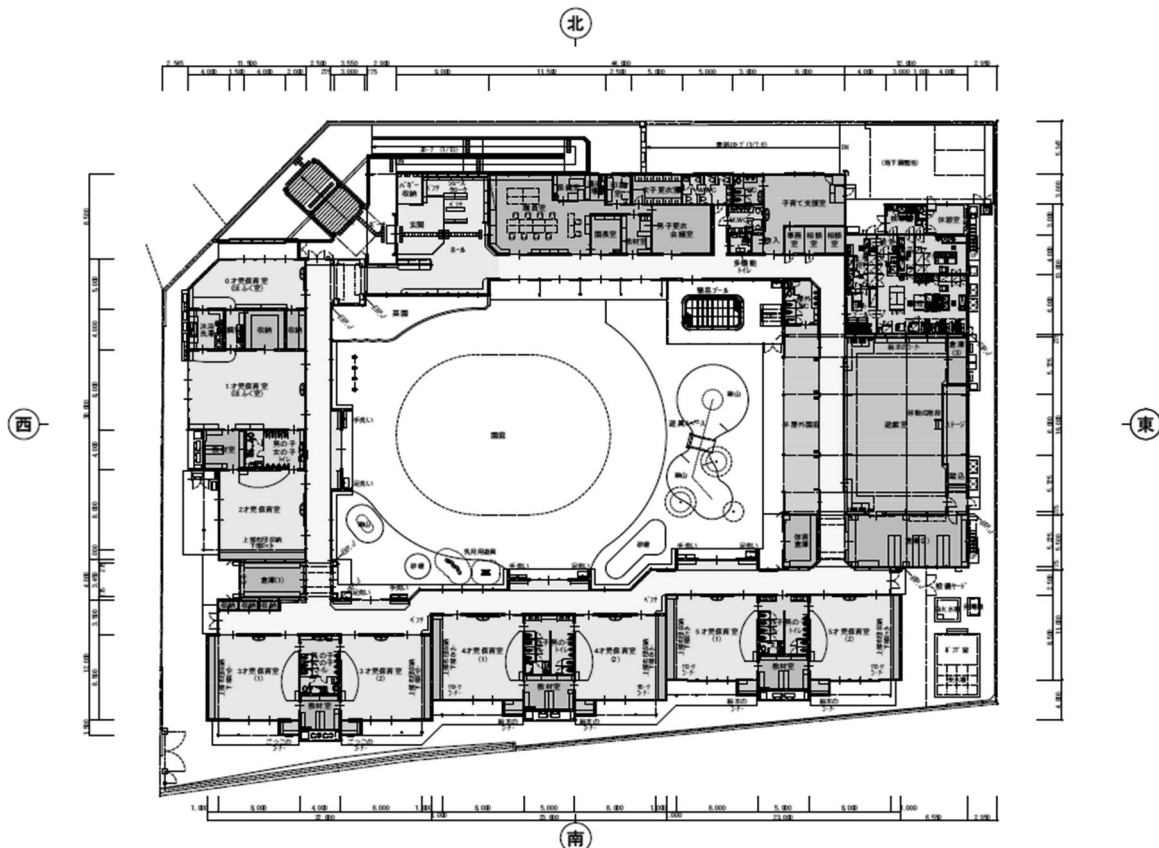
- 教育・保育（1号認定、2号・3号認定）
- 預かり保育（1号認定）
- 早朝・延長保育・土曜保育（2号・3号認定）
- 子育て支援事業：一時預かり事業（一般型）
 地域子育て支援拠点事業（つどいのひろば）
 体験保育

○子育て支援センター

■通園バスの運行実施

○往路のみ、復路のみの片道乗車も可能。

■図表：認定こども園の平面図



第5章 産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

1. 乳児保育（3号認定）の育児休業利用の確保

- 産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、環境整備を進めるとともに、情報提供や相談支援を行います。
- 特に、0歳児の子どもの保護者が、安心して育児休業を取得し、また取得中の育児休業を続けられるよう、支援します。

2. 育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保

- 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう受け入れ体制の整備を図ります。

第6章 支援の必要な子ども・子育て家庭へのきめ細やかな取り組み

1. 子どもの貧困への対策

- 国の「子どもの貧困対策に関する大綱」などを踏まえ、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、子どもの学習支援などの施策に、庁内各課が横断的に取り組みます。
- 教育機関、福祉機関、地域住民など、多様な関係者の連携により、支援の必要な子どもや子育て家庭の情報を共有し、適切な支援につなげる体制の構築に努めます。
- 河合町における子どもの貧困対策の推進に関する計画としても位置づけます。

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
1	子ども食堂の推進	家庭で孤食の傾向にある子どもなどを対象に、食事の提供を通じて、子どもの居場所づくりを実施する団体を応援します。	民間団体
2	学習支援の推進	子どもへの学校以外の場での学習の機会を提供します。	生涯学習課
3	生活困窮者自立支援制度の周知（中南和自立支援サポートセンター）	県として実施している経済的な支援を必要とする子育て家庭を対象に、子どもの学習支援事業や、保護者の就労支援事業などの利用の周知を図ります。	社会福祉課
4	就学支援新制度の周知	令和2年度から開始される国の高等教育の就学支援新制度の周知を図り、学習意欲のある子どもの進学を推進します。	教育総務課

2. 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待防止対策のため、地域の子育て支援活動と連携して、地域ぐるみの虐待の予防体制の強化を図るとともに、相談体制の充実を図ります。
- 虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所の介入を求め、関係機関との連携強化に努めます。
- 保護者に監護させることが適当でない児童を保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援に努めます。
- 子育て及び母子保健等の町担当部局、児童相談所、児童委員及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、警察、医療機関並びにNPO、ボランティア等の民間団体等の幅広い関係者の参加による児童虐待の防止体制の強化を図ります。

3. 子どもの人権を尊重する環境づくり

○児童虐待やいじめの予防と、早期発見、早期対応を図るため、町、認定こども園、小中学校、民生・児童委員、警察、児童相談所などの関係機関により、平成18年にいきいき河合っ子ネットワーク（河合町要保護児童対策地域協議会）を設置しました。今後もいきいき河合っ子ネットワークの充実強化を図るとともに、引き続き適切な対応や支援ができるよう連携強化に努めます。

○教育施策においては、不登校やいじめなどの問題の未然防止・早期発見・早期対応に向けて、家庭や関係機関とも連携しながら、すべての教職員の共通認識のもと、組織的に一貫性のある校内指導体制を確立し、心に届く生徒指導を推進します。また、スクールカウンセラー等による教育相談の充実に努めます。

○いきいき河合っ子ネットワーク（河合町要保護児童対策地域協議会）などにおいて関係機関と連携し、早い段階からの支援に取り組むことにより、不登校の状態が小学校低学年から高学年、高学年から中学校へと慢性化してしまうことを防ぐよう努めます。

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
5	いきいき河合っ子ネットワークの充実（虐待防止活動等の連携）	庁内関係課や学校、民生・児童委員、児童相談所、警察等との連携による虐待に対応するいきいき河合っ子ネットワークの充実に努めます。 令和2年度に設置する子育て世代支援包括支援センター（家庭総合支援拠点）での総合的な対応を進めます。	子育て支援課
6	要保護児童への対応	乳児院、児童養護施設等、児童福祉施設への入所調整などを行います。	子育て支援課
7	教育相談	不登校やいじめなどの悩みや問題を抱える児童・生徒や保護者を対象に、教育委員会総務課で随時教育相談を行います。	教育総務課
8	スクールカウンセラー設置事業	不登校やいじめなどに関する相談に対応して解決を図るために、スクールカウンセラーを中学校に配置します。	教育総務課
9	子育て相談	専門家による、不登校やひきこもり状態の子どもや家族への支援につなげるため、地域子育て支援センターで随時子育て相談を行います。	子育て支援課（地域子育て支援センター）

■第2期計画での主な取組：【子育て世代包括支援センターの開設】

○第2期計画を開始する令和2年度から、子育て世代の相談・支援を年齢ごとの各ステージにおいて切れ目なく提供するために、子育て世代包括支援センターを開設します。

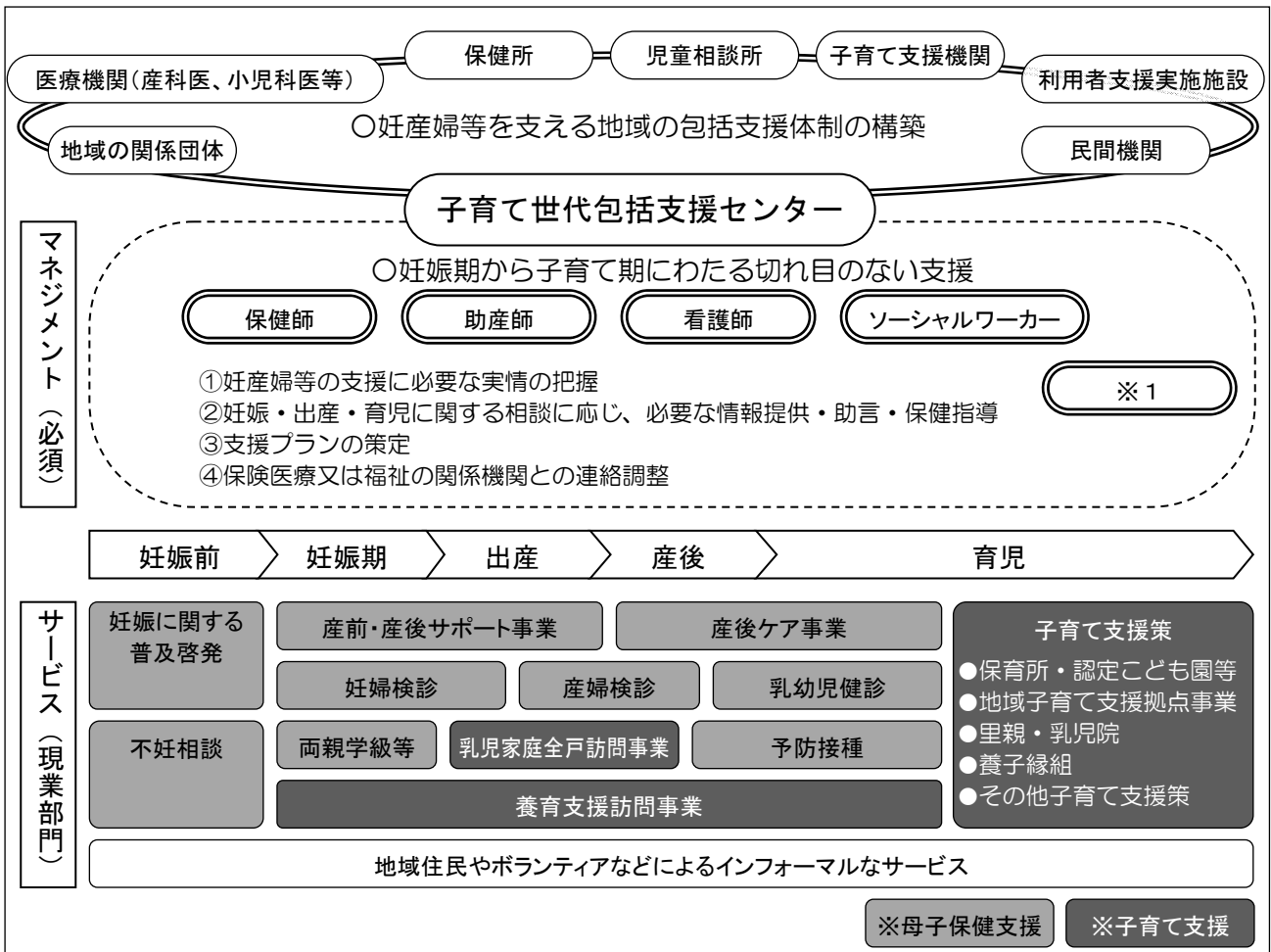
○河合町では、従来から、妊娠・出産・育児などの母子保健と子育て支援の両面から多様な支援の充実に努めてきたところですが、核家族化や地域の繋がりの希薄化、また、支援側の連携が不十分で妊娠初期から子育て期において、支援やサービスの情報や助言が子育て家庭に十分に行き届いていないという課題もあり、新たに妊娠期から子育て期の不安や悩みを気軽に相談できる「子育て世代包括支援センター」を開設することになりました。

■子ども家庭総合支援拠点との連携

○子ども家庭総合支援拠点とは、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に関わる業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業の強化を図る機関です。

○よって、要保護児童対策地域協議会において把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目のない支援を提供し、子育て支援施策と母子保健施策との連携・調整を図り、より効果的な支援につなげるために、要保護児童対策地域協議会と連携して、一体的に支援を実施します。また、子育てに係る各課に包括支援員を設置（任命）し情報連携を横断的に実施します。

【図表】子育て世代包括支援センター（イメージ図）



※1：医師、歯科医師、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、心理職などの専門職の配置・連携も想定

4. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- 母子家庭及び父子家庭の自立支援について、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等、各種支援施策を推進します。
- 母子及び寡婦福祉法等に基づき国及び県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策（四本柱として）等、総合的な自立支援を推進します。

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
10	母子・父子家庭への情報提供・相談	母子家庭・父子家庭への情報提供と相談を実施します。	子育て支援課

5. 障害児など特別な支援の必要な子どもへの施策の充実

- 障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進します。
- 障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう自立支援医療（育成医療）の給付や、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の支援を目指します。
- 保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。
- 奈良県発達障害者支援センター等との連携による地域支援・専門的支援を強化しつつ、地域の障害児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
11	各種サービスにおける受け入れの推進	令和2年度の認定こども園申請者のうち、約1割が支援の必要な子どもたちです。保育サービスに関する障害児の受け入れを図ります。	子育て支援課
12	児童発達支援センターの設置の検討	専門的な知識や支援が必要な障害児や家族の相談などを行う地域の中核的な療育支援の場所であり、より身近な場所で支援を受け入れるよう総合的な相談支援体制の整備を検討します。	社会福祉課

【具体的事業】(つづき)

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
13	子どもの人権についての啓発・教育	すべての住民が子どもの人権に対して正しい理解を深められるよう、学校や地域と連携を図り、人権教育を推進するとともに、あらゆる機会を通じて「子どもの権利条約」の内容についての啓発や学習機会を積極的に提供していきます。	生涯学習課
14	子どもの意見を反映する機会づくり	子どもを対象とした各種事業については、子どもの自主性や主体性を尊重するとともに、子どもの意見を聞く機会を積極的に設け、子どもの意見を取り入れながら事業を推進します。	教育総務課 生涯学習課

第7章 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- 仕事と生活の調和の実現へ向けて、奈良県、事業所、労働関係機関、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、事業所や地域住民への広報・啓発を進めます。
- 仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント、アドバイザーの派遣などの支援に努めます。
- 認定マーク※（くるみん）の周知、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等、仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価を促進します。

※認定マーク（くるみん）認定：次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）に基づき、一般事業主行動計画（以下、行動計画）を策定・実施し、計画に定めた目標を達成した場合等に、一定の基準を満たした事業主を認定する制度があります。事業主が申請することにより、認定基準に基づき、厚生労働省（都道府県労働局長に委任）が認定をします。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告、商品、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることを内外にアピールすることができます。

■融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等による、
仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

■保育ニーズに対応したサービスの提供

- 保育所での受け入れを拡大するとともに、新たに病後児保育や休日保育の提供など、保育サービスの拡充に努めます。

■保育ニーズの質の向上

- 保育ニーズの多様化に対応するため、認定こども園の整備を進め、教育・保育の一体化による充実した保育サービスの提供に努めます。

■子育てと仕事の両立支援

- 男女共同による子育て支援のために、男女が互いに子育ての責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、共に子育てに取り組むことができる地域社会の実現をめざします。

2. 仕事と子育ての両立支援

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
15	各種関係法令、支援制度の普及啓発	育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発に努めます。また、育児のために退職した人が、再就職を希望する場合の支援・援助事業などが利用できるよう制度の啓発に努めます。	庁内関係各課
16	多様な働き方の実現に向けた啓発	すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、働きやすい環境づくりや労働時間の短縮・弾力化に向けての啓発活動に努めます。	庁内関係各課
17	男女共同参画意識の普及	各種団体とのネットワーク化や人材育成、広報やフォーラムなどによる意識啓発など、多様な事業を展開します。特に、男性の意識改革や子育て参加につながる内容などを積極的に盛り込み、男女共同参画による子育てを推進します。	生涯学習課
18	男女共同参画による子育ての促進	妊婦の配偶者・乳幼児の養育者に対して妊婦届け時や予防接種、乳幼児健診等の場面で父親の育児参加を促していきます。	保健センター

【具体的事業】新規事業

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
19	町立認定こども園の開園	「かがやきの森こども園」の令和2年開園時の定員は、199名です。 利用者支援事業・時間外保育事業（延長保育事業）・一時預かり事業・子育て支援センターなども併設します。	子育て支援課
20	産後ケア事業	出産後の心身ともに不安定な時期にあって支援が必要な母子に対して心身のケアや育児のサポートを行います。	子育て支援課
21	学童保育時間の延長	学童保育時間を19時まで延長します。	子育て支援課

■第2期計画での主な取組：【産後ケア事業の実施】

○出産後の心身ともに不安定な時期にあって支援が必要な母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行います。

○育児や家事をするのが精神的・肉体的な不安などで困難な時期に、訪問等による支援を提供することを検討します。

■主な提供サービス

○ショートステイ

○デイケア

○子育てヘルパーの訪問

（「子育て包括支援センター」事業が軌道に乗った後、必要な支援の情報の共有に基づいて進めることを検討）

■検討する主な家事支援等のサービス

○食事の調理・後片付け等の補助

○掃除・整理整頓

○保育所・幼稚園等の送迎

■第2期計画での主な取組：【学童保育時間の延長】

○ニーズ調査結果では、女性の就労の増加などを反映して、小学生の日中を過ごす居場所づくりの要望が出ています。

○学童保育所（放課後児童クラブ）の受け入れ時間を延長し、需要の伸びに対応します。

第8章 次世代育成支援行動計画等の事業

1. 地域における子育て支援

地域における子育ての相互扶助体制を確立して、柔軟な保育サービスの推進を図るとともに、保護者同士や多世代間の交流などを促進し、子育てへの不安や負担感の解消などを進めます。

また、ニーズに対応した保育所等の保育サービス項目や内容の充実を、他市町村などとの連携も図りつつ進めます。

(1) 地域における子育て支援の充実

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
22	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に実施施設において養育・保護を行います。	子育て支援課
23	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	子育て支援課
24	地域子育て支援センターの充実	子育て相談、交流会の開催、子育て情報の提供などの機能拡充を図ります。	地域子育て支援センター
25	あいさつ運動	ふれあいまちづくりの会により豆山の郷玄関であいさつ運動を行います。	社会福祉協議会
26	情報提供	県等が実施する子育てセミナーなどの情報提供、子どもたちを地域で守る意識の高揚と見守り参加への定期的な呼びかけを行います。	子育て支援課
27	子育てサポーターの活用	県立教育研究所実施のサポーター養成講座修了者などを子育て支援に活用し、つどいの広場等で子育て支援を行います。 子育てサポーターを活用したつどいの広場や、子育て支援策を今後さらに検討していきます。	地域子育て支援センター

【具体的事業】(つづき)

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
28	ホームページ、掲示板等での子育て・子育て関連情報の提供	子育て・子育てに関する総合的な情報提供を行います。	政策調整課
29	子育て・子育てガイドブックの作成	子育て・子育てに関する施設や情報のガイド等を作成し配布します。	町全体版の暮らしの便利帳として、令和2年作成
30	子育て版 生活支援体制整備の検討	困ったときに気軽に声を掛け合い助け合えるそんな地域になれるようそれぞれの困りごとの支援を地域の皆が協力しあえる体制整備の充実。	子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
31	通常保育事業	現行通りの時間帯(8時30分~16時30分)で、希望者全員が入所できるような定員数を設定し、実施します。 令和2年度からの町立認定こども園の設置により、需要に対応していきます。	子育て支援課 認定こども園
32	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育【施設型】)	3人/日程度、田原本町への委託等により1か所で実施します。	子育て支援課
33	延長保育事業	認定こども園で、2号・3号認定を受けている方の、延長保育時間(18時~19時)のニーズに対応できるよう実施します。	子育て支援課 認定こども園
34	講座やイベント開催時での一時預かりの拡大	町主催の講座やイベント等での子どもの託児を行います。	講座やイベント担当課
35	保育所サービス評価の実施	保育所を適正に配置し、サービスの評価を実施します。	子育て支援課
36	良好な保育所運営のための保育士等の定期的な意見集約	現場で子どもと接している保育士からみた運営面に対する定期的な意見を集約し、その対応を図ります。	認定こども園
37	職員研修の充実	認定こども園の職員研修による保育内容の充実を図ります。	認定こども園
38	認定こども園での未入所児の交流事業	町立認定こども園での未入所児童とその保護者を対象とした交流会を開催します。	認定こども園
39	保育所の適正配置の検討	児童数の動向等に配慮しつつ検討委員会を設置し、適正配置等を検討します。	子育て支援課
40	認定こども園での預かり保育	認定こども園での預かり保育を実施します。	認定こども園

(3) 子育て支援のネットワークづくり

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
41	つどいの広場事業	地域子育て支援センターでの乳幼児と保護者の交流会などを発展させ、週3日以上で開催を原則とし、0～3歳児とその保護者を対象とするつどいの広場を設置し、乳幼児と保護者の交流を図ります。 令和2年から認定こども園の中に移動し、週5日解放する予定です。	子育て支援課（地域子育て支援センター）
42	（要検討） 子育て支援総合コーディネート事業	多様な子育て支援サービスに関する情報等を把握し、保護者への情報提供や利用援助を実施するコーディネーターを配置します。 コーディネーターは、研修等によって知識情報をあらかじめ熟知しておきます。	子育て支援課（地域子育て支援センター）

2. 母子並びに乳幼児の健康の確保及び増進

すべての子どもの健やかな成長のために、思春期、妊娠、出産から乳幼児期を通じて母子の健康確保や育児不安の軽減、食育の推進、小児医療の充実などを進めます。また、各種相談や情報提供の充実とともに、子育て支援の総合窓口を明確にしつつ、子育てに悩む保護者が相談しやすく、子育て支援に関わる人々の活動しやすい体制づくり・ネットワークづくりを進めます。

(1) 子どもや母親の健康の確保

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
43	妊婦健康診査	妊娠届出時に受診券を交付して実施します。平成27年度から1人97,500円の助成をしています。	保健センター
44	妊婦訪問	妊婦の心身の健康や出産の不安の軽減への支援を保健師で行います。助産師による支援も予定しています	保健センター
45	育児不安軽減や発達支援の家庭訪問	保健師や栄養士等による訪問。出生児全数で実施します。	保健センター
46	乳幼児相談・発達相談・電話相談	乳幼児に対する保健センターでの月1回の乳幼児相談を行います。軽度発達障害児の発達相談を行います。各種健診の際の育児相談を行います。保健センターでの電話による相談を行います。	保健センター
47	各種相談事業	地域子育て支援センターで随時子育て相談を行います。(再掲)	子育て支援課(地域子育て支援センター)
		教育委員会総務課で随時教育相談を行います。(再掲)	教育総務課
		女性・子どもDV問題電話相談を行います。	生涯学習課
		月1回、豆山の郷で行う人権・行政心配ごと相談を行います。	総務課

【具体的事業】(つづき)

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
48	母子健康手帳の交付	妊娠した母親への母子健康手帳を交付します。交付時に面接、プランの策定を行い、係内でのミーティングにより切れ目のない支援につなげます。	保健センター
49	マタニティプチサロン	妊婦を対象として、個人に合わせた対応を行い、沐浴などの個別指導を実施します。	保健センター
50	乳幼児等健診の充実	乳児健診、1歳6か月健診、3歳6か月児健診、虫歯予防検診を実施します。各健診の受診率100%を目指すとともに、ニーズに対応した健診を検討します。平成29年度より10か月健診を追加して実施しています。月齢に応じた健診時期の設定に努めます。	保健センター
51	乳幼児相談の活用促進	月2回の乳幼児対象の相談(保健師・栄養士は毎回、歯科衛生士は2か月に1回・助産師は2か月に1回)を実施します。健診後のフォロー機能としても活用を図ります。相談回数は継続し、令和元年度から保健センター以外の場所でも実施しています。	保健センター
52	乳幼児相談の活用促進	虫歯予防検診時のフッ素塗布、歯みがき指導を行います。継続して事業を行います。健診後のフォロー機能としても活用します。	保健センター

(2)「食育」の推進

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
53	マタニティ相談	妊婦電話相談や保健センターでの相談により、妊娠中の健康的な食生活の知識について、個別に対応します。	保健センター
54	離乳食教室	離乳食を通じた乳児期から食育の必要性の学習を行います。出生数は減少していますが、回数をそのまま実施します。	保健センター
55	子育てママ食育サロン	楽しく作る・食べる体験を通して「食育」の大切さの普及啓発を図ります。	保健センター
56	食生活推進研究員による食育活動	離乳食教室や健診においての食育推進を図ります。「親と子の料理教室」や「生涯学習課実施の食の教室」での食育推進を実施します。ご近所に食育伝達活動を行います。	保健センター 生涯学習課
57	出前教室による食育普及	認定こども園・小学校の保護者や児童を対象とした実習や講義による普及活動を行います。	保健センター

(3) 思春期保健対策の充実

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
58	性に関する正しい知識の普及	保健体育の授業の中で、中学生への性に対する正しい知識の普及を図ります。	教育総務課

(4) 小児医療等の充実

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
59	休日・夜間診療	広域7町で設置した三室休日応急診療所に対応します。広域7町の病院輪番制による平日夜間と二次救急を継続して実施します。檀原市深夜救急・産婦人科救急などの負担金等で事業を実施します。また、長期休日の場合、ホームページに開院の医療機関等の情報を掲載します。	保健センター
60	小児医療に関する情報提供	休日夜間救急連絡先、応急処置方法などの奈良県ホームページを活用した情報提供を行います。	保健センター

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

幼児教育や学校教育の充実とともに、家庭教育への支援、人材、自然、歴史などの地域資源を活用した多様な学習・体験活動の充実、青少年の地域活動への参画促進などにより、人間性豊かな子どもたちの育成に努めます。また、命の大切さや心と体についての学習、中学生等と乳幼児とのふれあい機会の拡充などにより、子育ての意義や大切さについての啓発を進めます。

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
61	幼児教育の充実	新設の認定こども園での乳幼児期の発育段階に応じた適切な教育に努めるための研修等を実施します。また、地域の人材の活用などによる教育の充実を図ります。	かがやきの森こども園
62	学校教育の充実	学習指導要領に基づきつつ、地域の人材や自然、歴史等の資源も活かした学校教育の充実、教職員の研修等の充実を図ります。	教育総務課
63	スクールカウンセラー設置事業	スクールカウンセラーを中学校に配置します。(再掲)	教育総務課
64	学校評議員制度	特色ある学校教育と開かれた学校づくりを行うため、校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞く制度を実施します。	教育総務課
65	認定こども園・小中学校における心と体の学習の充実	成長段階に応じた、命の大切さや心と体と性の問題についての適切な知識や態度を身につけるため、専門家やキャリア教育による講座を導入し、保健学習の充実を図ります。	教育総務課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
66	家庭教育の充実	「親育て」の観点から、各幼小中で保護者や子どものニーズに応じた家庭教育講演会を実施します。	生涯学習課
67	わんぱくスポーツ教室	小学3～6年生を対象とした、硬式テニス、バドミントンの教室を開催します。	スポーツ振興課
68	かわい通学合宿	河合第一小学校の児童(小学4～6年生)を対象に、2泊3日の通学合宿を実施し、子どもたちの生活力・基盤意識を向上させるとともに、異学年の絆・地域の方との絆を強めます。	かわい「絆づくり」通学合宿実行委員会(生涯学習課)

【具体的事業】(つづき)

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
69	子育て支援図書充実事業	図書の充実、出張貸出などによる読書の促進を図ります。	生涯学習課
70	おはなし会	ボランティアによる読み聞かせを行います。絵本の会等の新たなボランティアを募集します。	生涯学習課
71	絵本との出会い事業	乳幼児健診時に保護者に対しての絵本や図書館案内などの贈与を行います。今後、新たな読み聞かせボランティアが増え、事業を継続できるように支援します。	子育て支援課
72	親と子の体験教室	小学1～3年生の親子を対象とした、親子のふれあい、自然体験やものづくりなどにより知的好奇心や楽しさを伝える教室を開催します。	生涯学習課
73	かわい寺子屋教室	小学4～中学3年生を対象とした、世代間交流や様々な生活体験、自然体験により心の豊かさを育む教室を開催します。	生涯学習課
74	放課後子ども教室推進事業	小学生の放課後の居場所を確保し、様々な教室を開催します。社会情勢やニーズの変化も考えられることから、今後、実施対象地区を検討します。	スポーツ振興課
75	中学生の乳幼児ふれあい体験	体育大会への園児の招待、中学3年生の家庭科授業を通して園児とのふれあいを体験します。また、中学2年生の職業体験での保育士体験を実施します。	教育総務課
76	スポーツ出前教室	子どもたちのスポーツ離れ防止のため、学校体育と生涯スポーツの連携充実により実施を検討します。グラウンドゴルフおよびゲートボールの体育協会のグループによる、学校での交流・指導の自主的な継続を支援します。	スポーツ振興課
77	(要検討) 国際交流	中学生を対象とした、国際感覚や国際視野を養うためにホームステイなどによる国際交流について、今後の方向性を検討します。	政策調整課
78	中高生 Fellow	大人に匹敵する中高生の力を地域活動につなげるため、参画を促進します。中高生 Fellow を募集し、中高生の自発的な活動を促進します。中高生 Fellow と地域ボランティア等をつなぐことで地域力のアップを図り、健やかな成長に資する教育環境の整備を図ります。	生涯学習課

4. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

○河合愛 AI 構想では、移住定住促進等相談窓口の設置や、空き家利用促進キャンペーンなど、子育て世代の移住・定住のためのサポートを行います。

(2) 安全な道路交通環境の整備

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
79	交通安全施設設置補修等事業	交差点における交通安全施設、ガードレールやカーブミラー、道路区画線等の交通安全施設の設置と補修を図ります。	まちづくり推進課

(3) 安心して外出できる環境の整備

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
80	公共施設等のバリアフリー化	トイレの改善や授乳コーナーの設置などを図ります。 庁舎の平成 30 年からの耐震化工事に併せてリフォーム工事を行い、授乳コーナーやおむつ換えのベッドを設置します。	総務課

(4) 安全・安心まちづくり等の推進

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
81	小中学校の運動場や体育館、広場等の開放	土日祝日に運動場と体育館を開放します。	スポーツ振興課
82	豆山の郷	キッズコーナーの活用、ふれあいの集い等の交流会開催などを行います。	社会福祉協議会

5. 子ども等の安全の確保

子どもを犯罪等の被害から守るため、引き続き交通安全面も含めた登下校時の安全確保とともに、こども 110 番の家の設置継続、ボランティアによるパトロール活動など、地域ぐるみで見守り活動に取り組みます。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【具体的事業】

整理番号	事業名	事業内容	担当部署
83	交通安全運動の実施	新入学児童に対する安全教室を開催します。	安心安全推進課
84	子どもたちの登下校時の安全確保の充実	通学路の安全点検を行い、立哨等を地域の方や保護者（PTA）、見守りボランティア、各種関係機関と共に連携し、安全確保を図ります。	安心安全推進課 教育総務課 生涯学習課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【具体的事業】

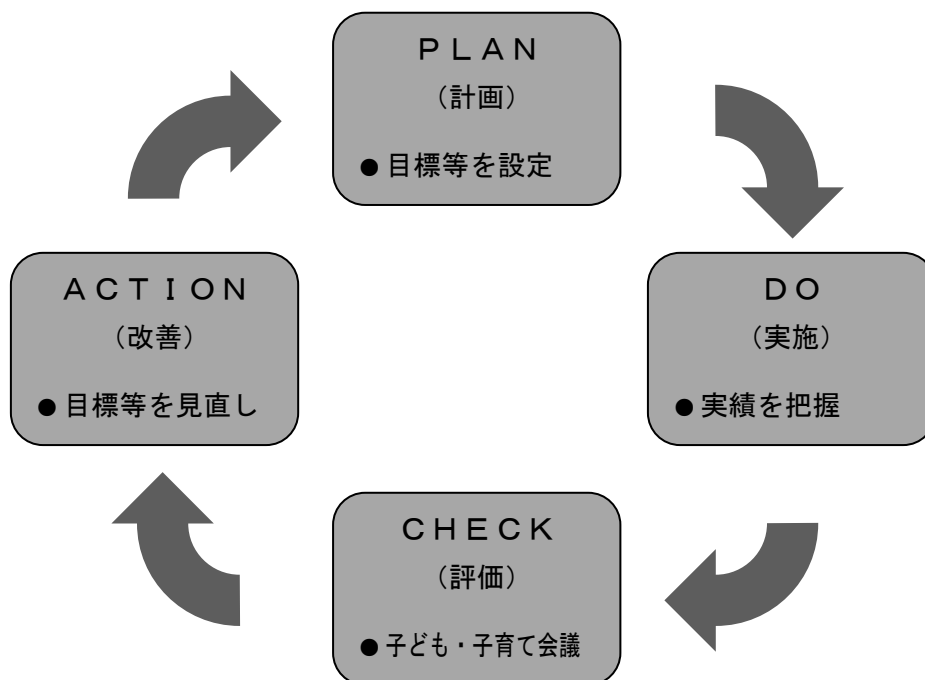
整理番号	事業名	事業内容	担当部署
85	自主的防犯組織の育成やパトロールの促進	ボランティアによるパトロール活動などを行います。	安心安全推進課
86	「子ども 110 番の家」	子どもたちを犯罪の被害から守るために、警察はもとより、地域住民・学校関係者・各種ボランティアの方々が連携して、子どもたちが安全に暮らせる環境作りを推進し、地域社会で子どもたちを守る体制を推進します。	生涯学習課
87	保育所、幼稚園、小中学校での防犯対策	防犯カメラの設置、施錠の徹底、定期的な点検や訓練を実施し、職員等の意識啓発を図ります。	安心安全推進課 教育総務課
88	防犯灯設置補修事業	危険箇所等への防犯灯の設置や補修を図ります。	安心安全推進課
89	子どもたちへの防犯指導	防犯ベルの使い方の徹底など、子どもへの防犯指導を行います。	安心安全推進課
90	防犯ブザーの配布	新小学1年生に配布します。	教育総務課
91	地域安全に関する連絡調整会議の設置	生活安全推進協議会や大字・自治会、老人会、学校、警察などによる連絡調整会議の設置を検討します。	庁内関係各課

第9章 計画の推進体制

■河合町子ども・子育て会議による計画の評価・点検

- 「PDCAサイクル」の手法により、計画の進行管理を行います。
- それぞれの施策のPLAN（計画）・DO（実施）・CHECK（評価）・ACTION（改善）を繰り返して、継続的に改善・見直しを図ります。
- 計画の進行管理においては、河合町子ども・子育て会議での審議により、計画の評価・点検を行います。

■図表：推進体制のイメージ



■河合町のすべての人が主体となって計画に取り組む

- 子ども・保護者・地域の視点に立ち、社会全体が連携して計画を推進します。（※第1部第3章「2. 基本的な視点」参照）
- 計画の推進においては、家庭・企業・地域などと、行政とが連携して、子育て施策を総合的に推進します。

資料編

河合町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	所属	備考
西浦 将芳	白鳳短期大学 副学長	会長
中西 敬雄	小学校関係者 第三小学校校長	副会長
岡田 真理	保育所保護者会代表	
井村 容子	幼稚園保護者会代表	
佐野 尚美	学校PTA代表	
藤岡 仁子	公立保育所関係者 西穴間所長	
矢谷 麻樹	西大和保育園関係者 園長	
原井 栄一	河合幼稚園関係者 園長	
池原 真智子	河合町要保護児童対策地域協議会会長	
塩見 有香	民生児童委員代表	
ときわ しげのり	河合町議会議員	
廣田 明美	高田こども家庭相談センター所長	

○河合町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 12 月 24 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、河合町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定するもののほか、町長の諮問に応じて、本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会議を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 11 月河合村条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

河合町子ども・子育て会議傍聴規則

(目的)

第1条 この規則は、河合町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に係る手続き、尊種事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、7名の先着順とする。ただし、会長は会議開催会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

(会場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、会議の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者は、会場に入ることができない。又、これらの所持を申告せず入場した者に対しては、会長が退場を命じることができる。

(傍聴者の尊種事項)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会長の許可なく写真撮影、録画、録音を行わないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会長が傍聴を認めない項目を検討するときは、直ちに会場から退場しなければならない。

(会長の指示)

第7条 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者が、この規則の規定に違反していると認められる場合は、会長は、傍聴者に対して必要な措置を講ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、会長は、その者に対して会場から退場を命ずることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、平成26年10月23日から施行する

第2期河合町子ども・子育て支援事業計画策定経緯

期 日	委員会等	内 容
平成30年10月31日	第1回河合町子ども子育て会議	【議事】 ●子ども子育て支援計画の実績及び今後について ●子育てニーズ調査（アンケート調査）について ●その他
平成31年1月21日～ 2月12日	子育て支援に関するニーズ調査	【調査概要】 ●調査対象：河合町内在住の「就学前児童」「小学生児童」のいる家庭 ●配布数：就学前児童 500件 小学生児童 589件 ●有効回収数：就学前児童 283件 小学生児童 396件
平成31年2月13日	第2回河合町子ども子育て会議	【議事】 ●ニーズ調査の進捗状況について ●子育て世代包括支援センター ●その他
令和元年11月6日	第1回河合町子ども子育て会議	【議事】 ●子ども子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告について ●その他
令和2年1月31日	第2回河合町子ども子育て会議	【議事】 ●子ども子育て支援事業計画概略素案について
令和2年3月16日～ 3月21日	パブリック・コメント	【実施概要】 ●子ども子育て支援事業計画の意見募集

第2期 河合町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年(2020年)3月

発行 河合町

企画／編集 子育て支援課

〒636-8501

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

TEL: 074-57-0200 (代表)

<http://www.town.kawai.nara.jp/>

